

～市民が主役となるまちづくりを支える
持続可能な下水道を目指して～

赤平市下水道中期ビジョン



平成23年3月

 北海道 赤平市

はじめに

本市は、昭和 56 年度に「赤平市流域関連公共下水道事業基本計画」を策定し、同年 11 月に「赤平市流域関連公共下水道事業計画」の認可を取得し下水道事業に着手して以来、これまでに本市総合計画及び石狩川流域下水道事業計画と整合を図り幾度かの認可変更を行い、平成 21 年度末現在で 430.18ha の汚水面整備、10,431 人の下水道処理人口及び 8,459 人の水洗化人口となり、下水道処理人口普及率が 81.0%、水洗化率が 81.1%に達し、まちの「公共用水域の水質保全」、市民の「生活環境の改善」等に大きく貢献してきました。

しかし、近年の人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化、及び長引く経済不況により地方財政は一層厳しさを増す状況にあります。下水道においても未普及地域の解消、水洗化率の向上、老朽化した施設への予防保全型の維持管理、さらに下水道経営の健全化等さまざまな課題に直面しています。

今後も下水道の多様な役割を果たして行く中で、このような社会情勢の変化を的確に捉えながら対応していくことが求められています。

『あふれる笑顔 輝く未来を創造するまち』を本市の将来像として、平成 21 年 7 月にスタートした「第 5 次赤平市総合計画」の基本構想に「ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょう」等を掲げており、これらの実現に向けて下水道の果たすべき役割は極めて大きいと言えます。

そこで、今後下水道の目指すべき基本的な方向性や今後 10 年間の取組むべき目標を取りまとめた「赤平市下水道中期ビジョン」を策定し、効率的な下水道事業の運営と健全で安定した経営を目指します。

赤平市下水道中期ビジョン目次

第1章 下水道中期ビジョン策定の目的と位置付け	1
1-1. 中期ビジョン策定の目的	1
1-2. 中期ビジョン策定の関連計画と位置付け	3
1-3. 計画期間	7
第2章 基本理念及び基本方針	8
2-1. 下水道を取り巻く環境	8
2-2. 基本理念	12
2-3. 基本方針	12
第3章 赤平市下水道事業の現状と課題	13
3-1. 下水道事業のあゆみ	13
3-2. 下水道事業の現状	14
3-3. 下水道事業の課題	18
第4章 整備目標と具体的施策	24
第5章 下水道経営の見通し	27
5-1. 経営収支の見通し	27
5-2. 汚水処理原価及び経費回収率の見通し	29
第6章 今後の施策展開に向けて	31
6-1. 施策展開	31
6-2. アウトカム指標	32
6-3. パブリック・コメント	34
[参考資料]	35
1. 下水道統計資料	36
2. 下水道経営の見通し資料	43
3. 施策展開資料	46
4. 市民アンケート結果資料	47
5. 用語解説	56

第1章 下水道中期ビジョン策定の目的と位置付け

1-1. 中期ビジョンの策定の目的

「下水道管理者である全ての地方公共団体は「下水道中期ビジョン」～「循環のみち」(国土交通省下水道 H19 年 6 月)において、住民との対話のもと、下水道の効率的な整備、安定的な経営を図るため、概ね10年間を計画期間として、地域の将来像実現に向けて取り組むべき下水道施策を明示した「下水道中期ビジョン」を策定する」ことになっています。

策定の目的

下水道事業が直面している課題を解消するため、今後10年程度の下水道事業の方針と目標及びその具体的施策を明確にして「赤平市下水道中期ビジョン」を取りまとめる。

策定にあたっては、「下水道中期ビジョン～「循環のみち」の実現に向けた10年間の取組み」、「北海道地方下水道ビジョン」、「第5次赤平市総合計画」等を踏まえて行うことにします。

下水道中期ビジョンに定める主な事項及び策定のフローは以下に示します。

ビジョンに定める主な事項

- 基本方針
本市の下水道事業の現状と課題を踏まえ、まちの将来像の実現に向けた下水道の取組み方針を定める。
- 整備目標
住民等にとって理解しやすい整備目標を設定する。
- 具体的施策
事業の重点化を踏まえ、どのような事業に取り組むかについて定め、その際には、下水道事業と連携して実施する他の事業や住民の参加・協働によるソフト対策を併せて検討する。
- 管理と運営に関する事項
長期的な収支の見通しに基づいて、経営計画の策定にあたっての収入の確保や支出の削減に向けた方針や具体的な方策等を記載する。

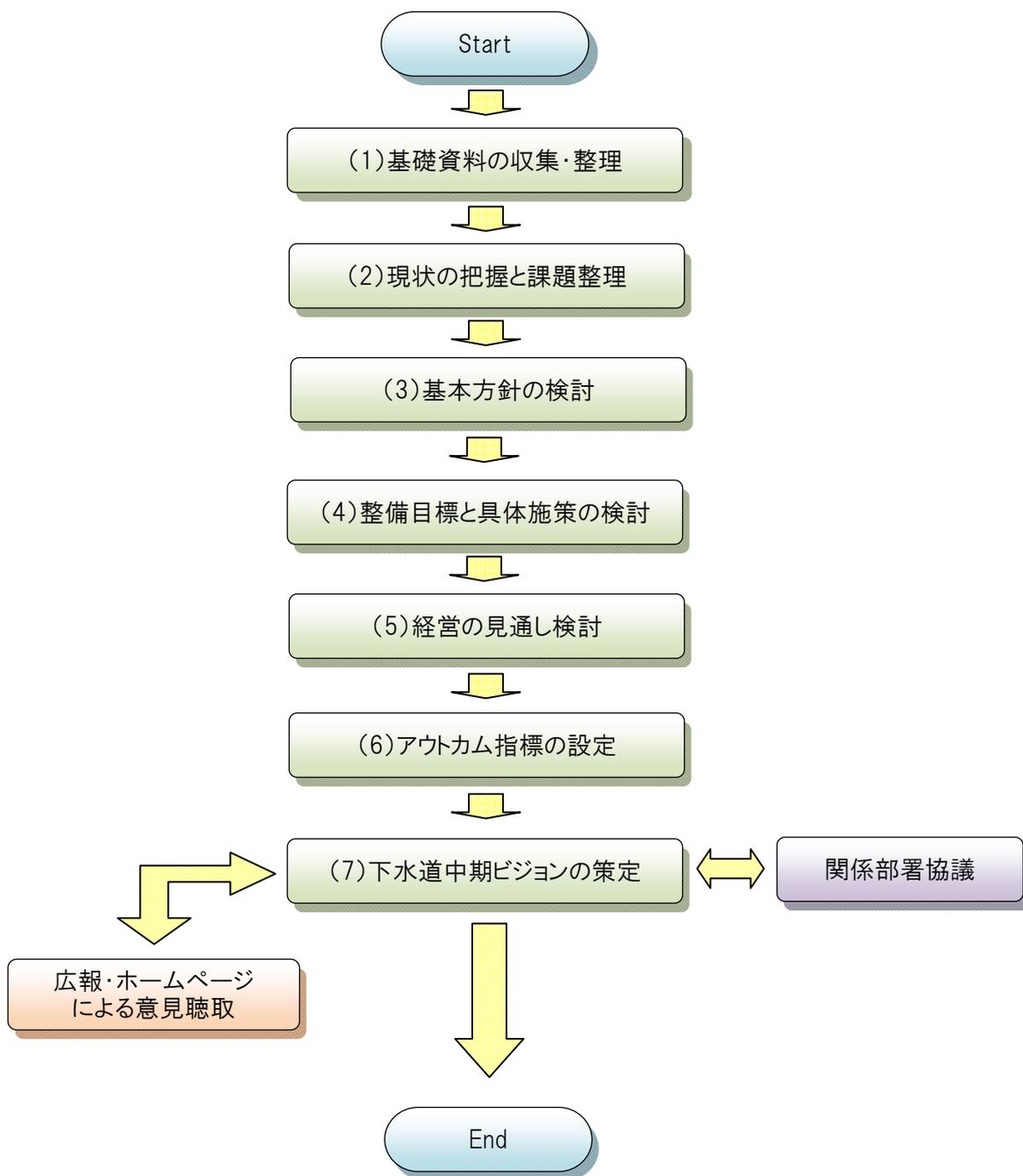


図 1-1 下水道中期ビジョン策定フロー

1-2. 中期ビジョン策定の関連計画と位置付け

1-2-1. 関連計画の概要

(1) 下水道ビジョン 2100～下水道から「循環のみち」へ 100年の計

図1-2に下水道ビジョン 2100～下水道から「循環のみち」へ 100年の計～概要版を示します。

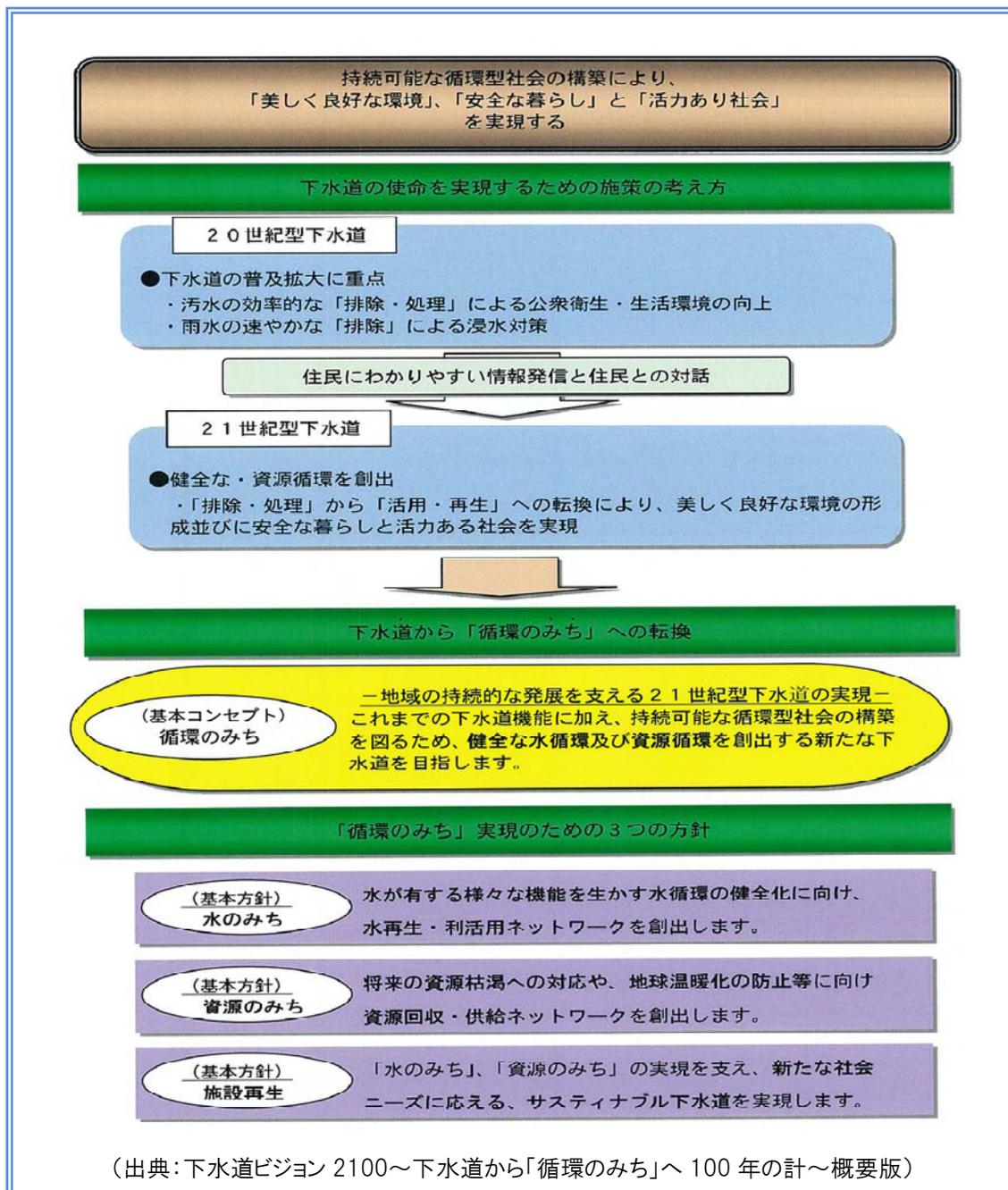


図1-2 下水道ビジョン 2100～下水道から「循環のみち」へ 100年の計

(2) 下水道中期ビジョン～「循環のみち」の実現に向けた10年間の取組み

図1-3に下水道中期ビジョン～「循環のみち」の実現に向けた10年間の取組みの概要を示します。



図1-3 下水道中期ビジョン～「循環のみち」の実現に向けた10年間の取組み～

(3) 北海道地方下水道ビジョン

北海道地方下水道ビジョンは、図1-4に示すとおりで、次の3つの目標を設定しています。

- 「安全で安心できる快適な生活環境の実現」(暮らし)
- 「豊かな自然環境をまもり、調和のとれた社会の実現」(自然)
- 「地域の産業・経済に貢献」(地域活力)

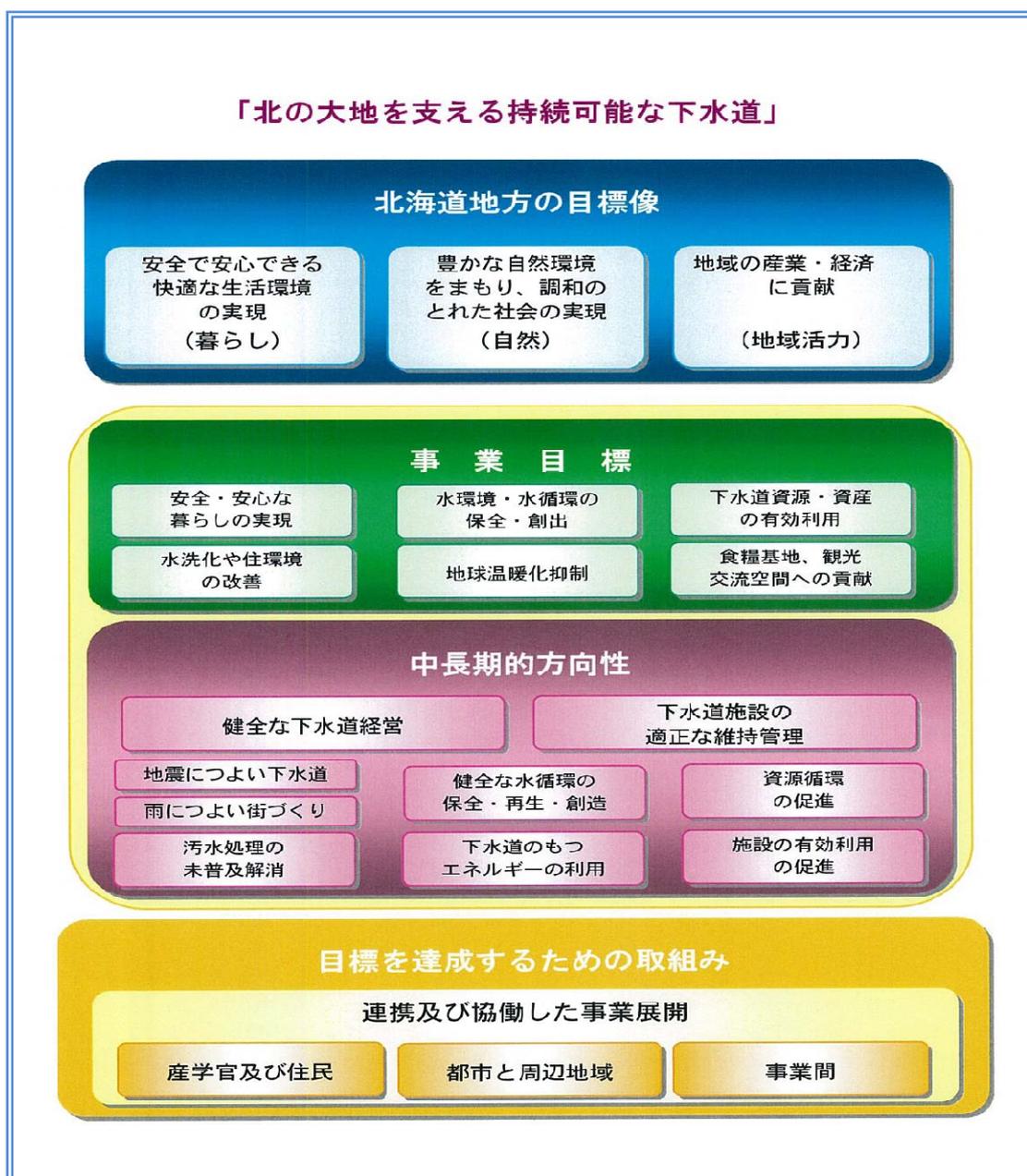


図1-4 北海道地方下水道ビジョン

1-2-2. 下水道中期ビジョンの位置付け

赤平市下水道中期ビジョンと他の関連計画の関係を図1-5に示します。

なお、第5次赤平市総合計画では目標年次である平成30年の行政区域人口を11,600人と想定しています。

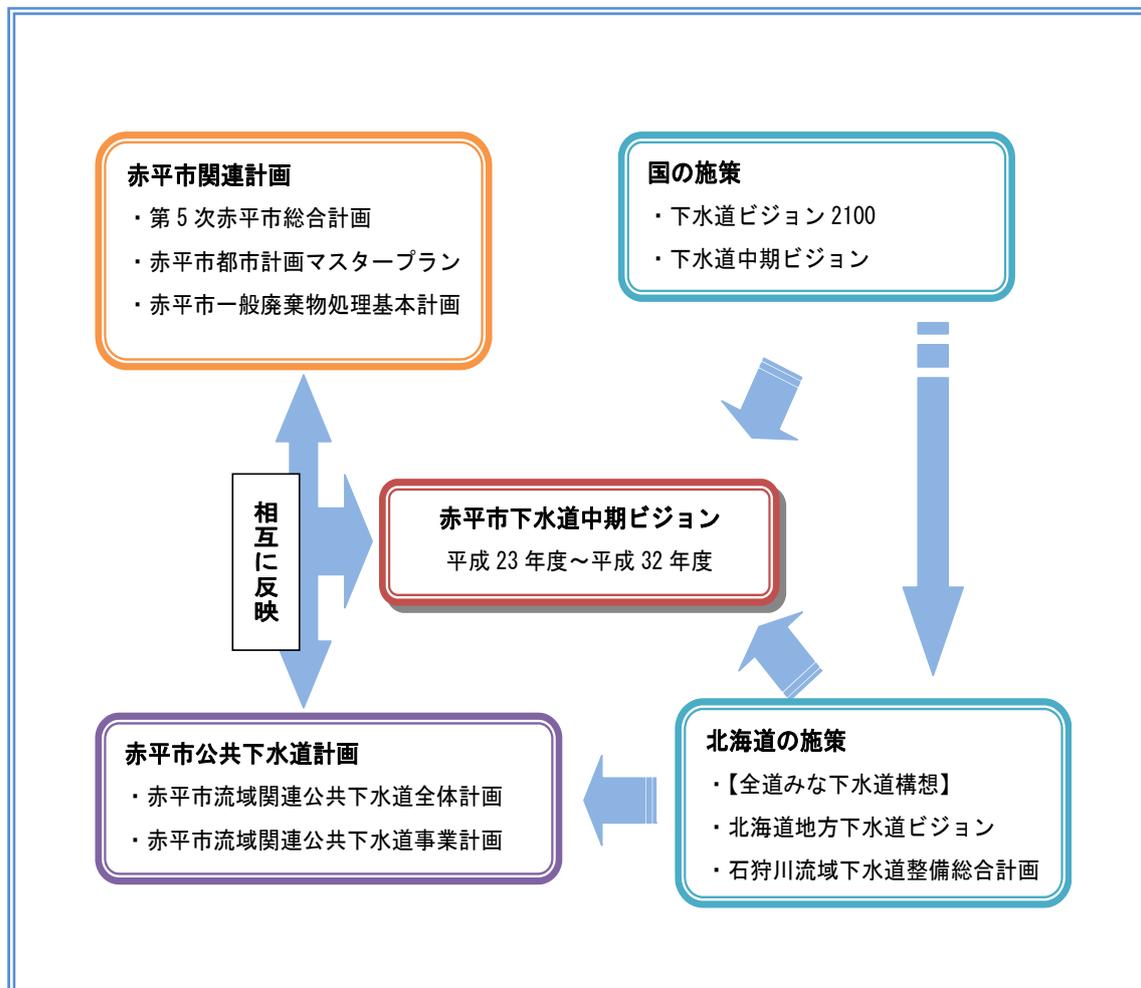


図1-5 下水道中期ビジョンの位置付け

1-3. 計画期間

計画期間は10年間とし、次のとおりとします。

計画期間

平成23年度(2011年)を初年度とし、平成32年度(2020年)を最終年度とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、より有効な施策を取り入れながら必要に応じて見直すことにします。

第2章 基本理念と基本方針

2-1. 下水道を取り巻く環境

赤平市の下水道事業を取り巻く環境の主な項目は以下のとおりです。

- 人口減少・少子高齢化社会
- 下水道処理人口および水洗化人口
- 施設の老朽化とストック増大
- 下水道事業経営

(1)人口減少・少子高齢化社会

平成 17 年度の国勢調査による赤平市の行政区域内人口は 14,401 人で減少傾向が続いており、第 5 次赤平市総合計画では平成 30 年の人口を 11,600 人と想定しています。

図 2-1 に国勢調査による年齢別人口(3 区分)の推移を示しますが、平成 22 年以降は人口問題研究所の推計結果を示します。

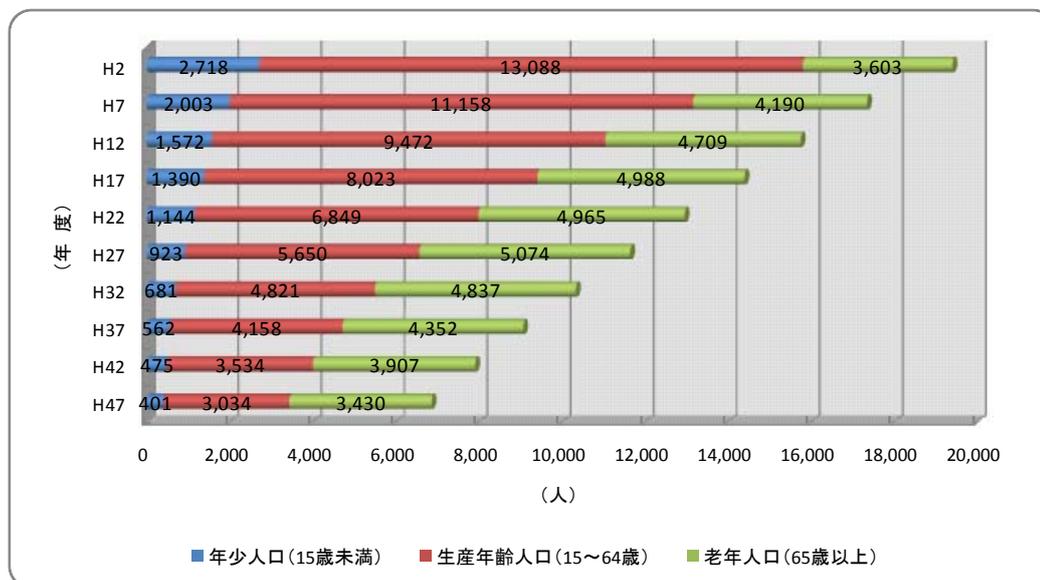


図 2-1 年齢別人口(3 区分)の推移

人口減少・少子高齢化社会が進むことによって、以下の様なことが予想されます。

- 生活様式が変わり、水の利用形態にも大きな変化を与えることが予想され、下水道計画に影響が生じる。
- 財政基盤を支える使用料収入の減少により、下水道経営等に影響を及ぼす。

(2) 下水道処理人口および水洗化人口

平成 21 年度末行政人口 12,877 人に対する下水道処理人口は 10,431 人で下水道処理人口普及率は 81.0%(下水道処理普及率 81.0%=下水道処理人口 10,431 人÷行政人口 12,877 人×100)、水洗化人口は 8,459 人で水洗化率は 81.1%(水洗化率 81.1%=水洗化人口 8,459 人÷下水道処理人口 10,431 人×100)となっています。

図 2-2 に下水道処理人口及び下水道処理人口普及率の推移と図 2-3 に水洗化人口及び水洗化率・接続率の推移を示します。

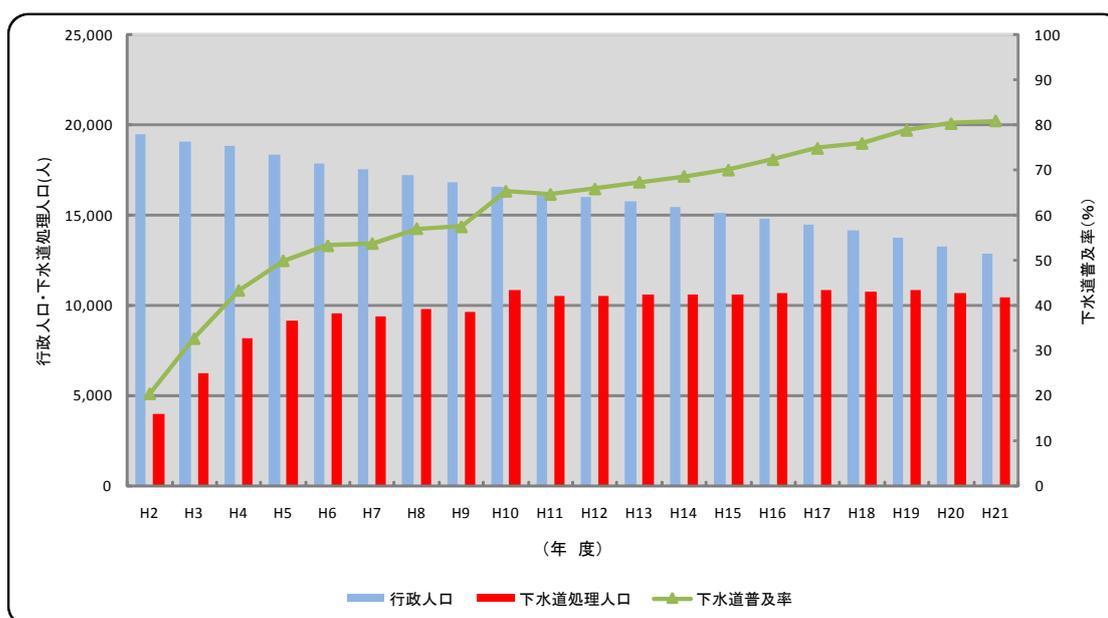


図 2-2 下水道処理人口及び下水道処理人口普及率の推移

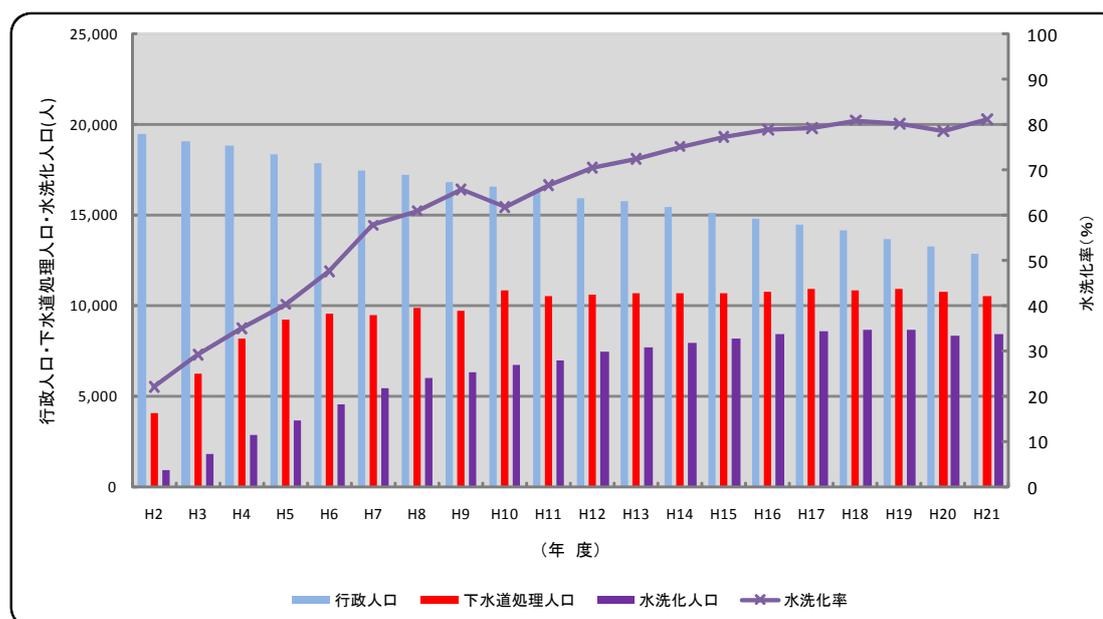


図 2-3 水洗化人口及び水洗化率推移

水洗化率は上昇傾向にあります。近年水洗化人口は、約 8,500 人程度でほぼ横ばいに推移しています。今後は、未水洗の理由を把握し、その対策を検討する必要性が求められます。

- 「公衆衛生の確保」・「生活環境の改善」および「公共用水域の水質保全」等の下水道の役割の重要性。
- 安定的な下水道経営等に影響を及ぼす。

(3)施設の老朽化とストック増大

昭和 56 年に事業着手してから 29 年が経過し、その間に、ポンプ場 1 箇所、マンホールポンプ 3 箇所が稼働中であり、また、管渠の布設総延長は約 93km(汚水、雨水合算)となり下水道施設のストックは確実に増大しています。

図 2-4 に管渠布設延長の推移を示します。

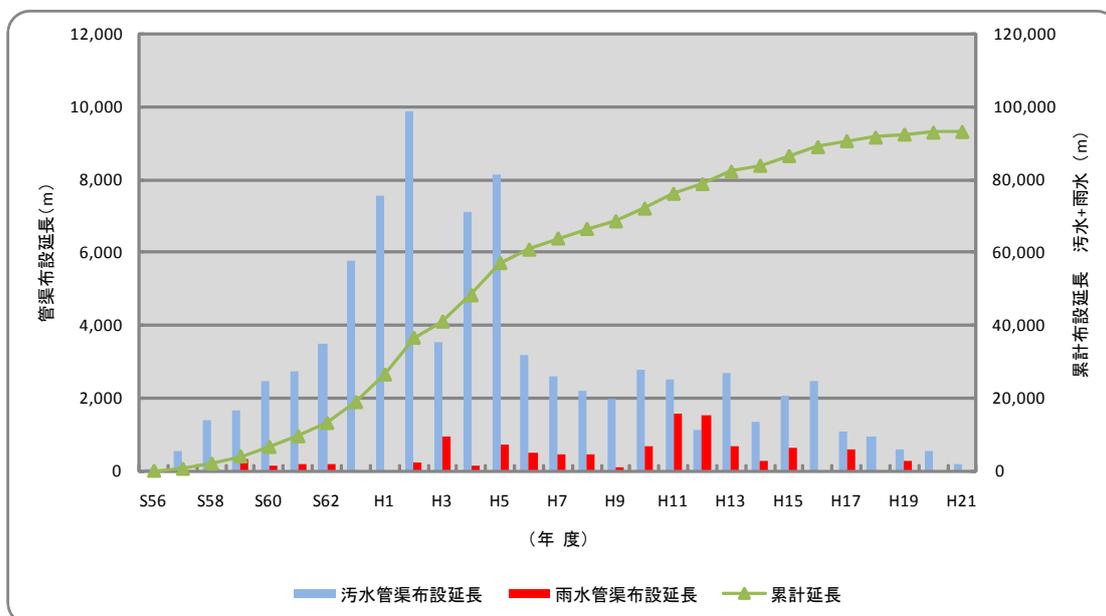


図 2-4 管渠布設延長の推移

施設の老朽化とストックの増大により今後、以下のようなことが予想されます。

- ポンプ設備等の老朽化により機能低下等が予想されます。
- ポンプ施設以外にも管路施設の老朽化による事故発生が予想されます。特に、都市下水道事業により整備された施設は老朽化が進んでいます。

(4) 下水道事業経営

これまで計画的に下水道事業を進めてきましたが、図 2-5 に示すように平成 21 年度末の起債残高は約 50 億円となり、起債償還費は下水道汚水処理費の 8 割を超えています。

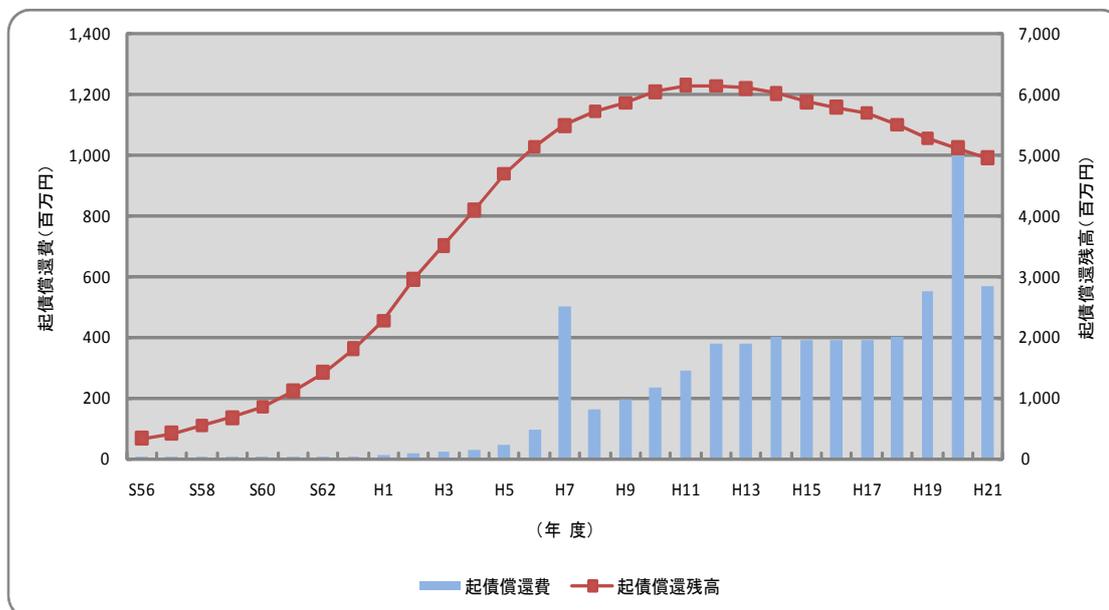


図 2-5 起債償還費と起債残高の推移

今後も人口減少傾向が続くと以下のようなことが予想されます。

- 使用料収入の減少が予想され、適正な管理・運営に支障が生じ、これにより安定的な下水道事業の提供に支障が生じかねない。

2-2. 基本理念

「第5次赤平市総合計画」に掲げるまちづくりを支えるための基本理念は以下のとおりとします。

【基本理念】 市民が主役となるまちづくりを支える持続可能な下水道

市民の生活住環境向上のための基幹施設として「持続可能な下水道」の実現を目指します。

2-3. 基本方針

基本理念に沿って、以下に示す2つの基本方針を掲げることとします。

【基本方針1】 安全・快適に暮らせるまちづくりに貢献する下水道

ライフラインの一つである下水道施設の計画的な整備促進を図り、合わせて耐震化や集中豪雨による浸水解消のための対策を図り、災害に強く安心して暮らせるまちづくりに貢献します。

【基本方針2】 下水道事業の経営基盤の強化

最適な維持管理を行い、経営の健全化を図って下水道事業の経営基盤の強化を目指します。

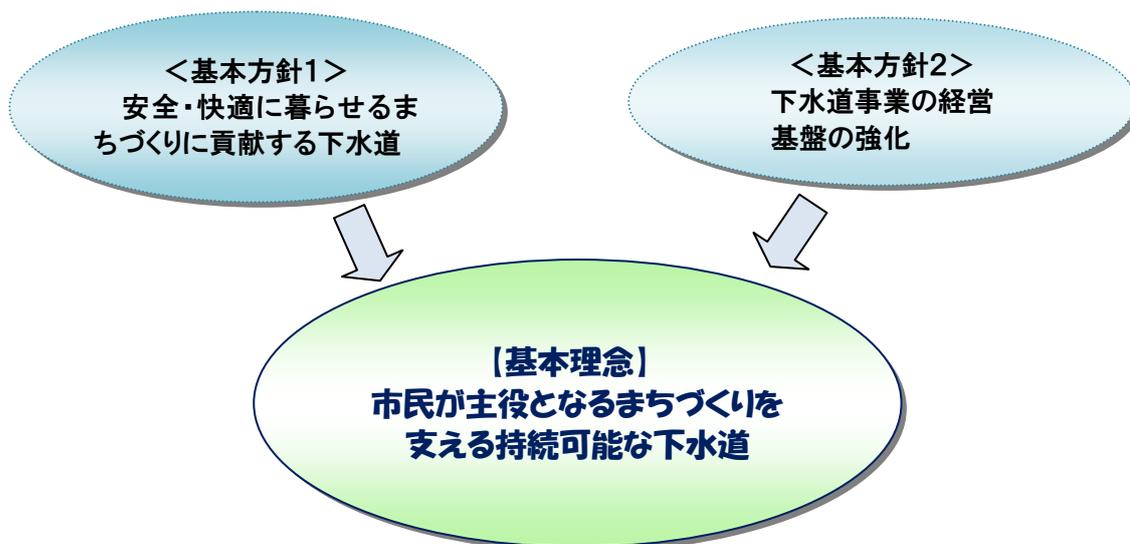


図 2-6 基本理念と基本方針との関係

第3章 赤平市下水道事業の現状と課題

3-1. 下水道事業のあゆみ

赤平市流域関連公共下水道事業の経緯は以下に示すとおりです。

- ◇ 昭和56年11月：中心市街地90haを対象として公共下水道事業に着手
- ◇ 昭和63年10月：「赤平市下水道条例」制定
- ◇ 昭和63年10月：「赤平市受益者負担金条例」制定
- ◇ 平成2年3月：公共下水道供用開始
- ◇ 平成4年3月：豊里第1中継ポンプ場供用開始

現在の下水道事業計画の概要は、表3-1に示すとおりで全体計画面積が768ha、全体計画人口は10,200人となっています。

表3-1 赤平市流域関連公共下水道事業計画概要

項目	全体計画	認可計画	備考
1. 目標年次	平成27年	平成23年	
2. 排除方式	分流式	分流式	
3. 計画区域面積	768ha	548.4ha	
4. 計画人口	10,200人	10,840人	
5. 計画汚水量(日最大)	6,173m ³ /日	6,124m ³ /日	石狩川流域関連公共下水道として、奈井江浄化センターにて処理を行う。

(資料：赤平市流域関連公共下水道事業計画書)

3-2. 下水道事業の現状

3-2-1. 下水道整備の状況

(1) 汚水整備の状況

最近の下水道処理人口及び水洗化人口の伸びはやや鈍化傾向にあるものの、平成21年度末の下水道処理人口は10,431人、水洗化人口は8,459人で、普及率が81.0%、水洗化率が81.1%となっています。また、汚水処理人口は10,555人(下水道処理人口+合併浄化槽処理人口)で普及率が82.0%となっています。

下水道処理人口及び水洗化人口と普及率及び水洗化率の推移は図3-1に示すとおりです。

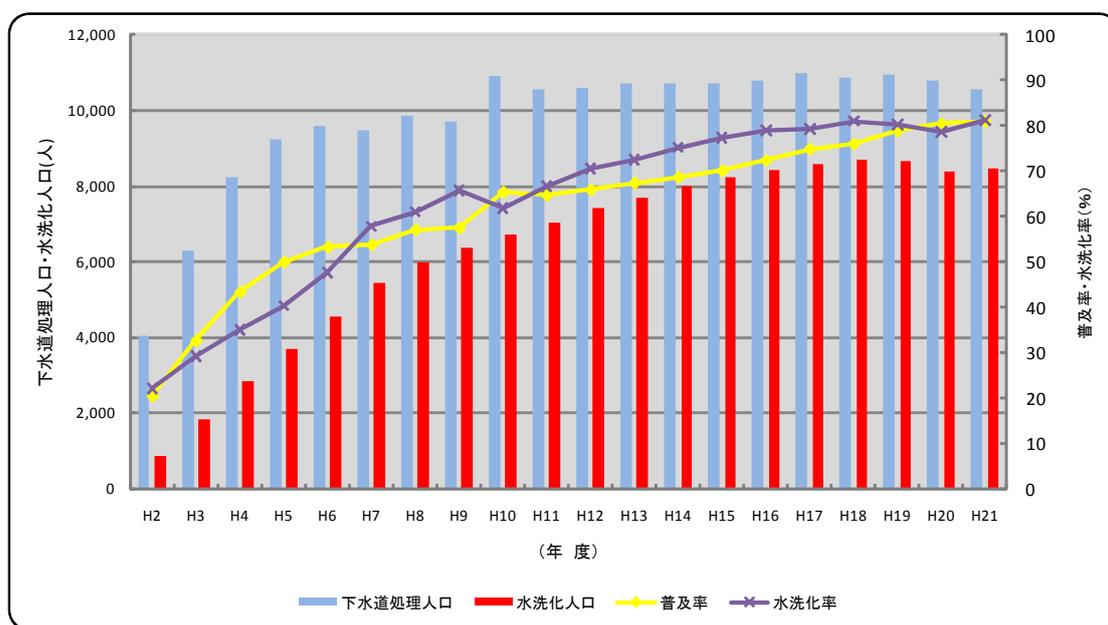


図3-1 下水道処理人口及び水洗化人口、普及率及び水洗化率の推移

また、平成20年度末での下水道処理人口普及率と汚水処理人口普及率を人口規模別に比較すると表3-2に示すとおりです。

表3-2 汚水整備状況の比較(平成20年度末)

項目	全国平均	全道平均	全道市平均	全道平均3万人未満	赤平市
1. 下水道処理人口普及率	72.7%	88.8%	95.7%	62.8%	80.4%
2. 汚水処理人口普及率	84.8%	93.1%	94.7%	78.5%	81.4%
3. 水洗化率	—	95.6%	93.9%	—	78.6%

(資料: 北海道ホームページ)

(2) 管渠施設整備状況

管渠の総布設延長は、平成21年度末現在で污水管が 82.7km、雨水管が 10.6kmの合計 93.3kmとなっています。その中、処分制限期間20年を過ぎた管渠の総延長は 18.9kmであります。

これまでに布設した管渠延長の推移は第2章の図2-4に示したとおりです。

(3) 処理施設整備状況

現在、中継ポンプ場1箇所及びマンホールポンプ3箇所が稼働中ですが、その概要は表3-3に示すとおりです。

表3-3 ポンプ施設の概要

項目	ポンプ施設			
名称	豊里第1中継ポンプ場	豊里第2中継ポンプ所	本町第2中継ポンプ所	茂尻中継ポンプ所
処理能力	1.9m ³ /分 (時間最大)	0.7m ³ /分 (時間最大)	0.7m ³ /分 (時間最大)	0.7m ³ /分 (時間最大)
施設概要	φ150×12.0m× 15.0kw×2台 (予備1台)	φ100×5.0m×2.2 kw×2台 (予備1台)	φ100×10.0m× 3.7kw×2台 (予備1台)	φ100×9.0m× 3.7kw×2台 (予備1台)

(資料: 赤平市公共下水道事業計画書)

本市は、流域関連公共下水道であり、その流域幹線への流入処理水量は図3-2に示すとおりで、近年は約90万m³程度で推移しています。

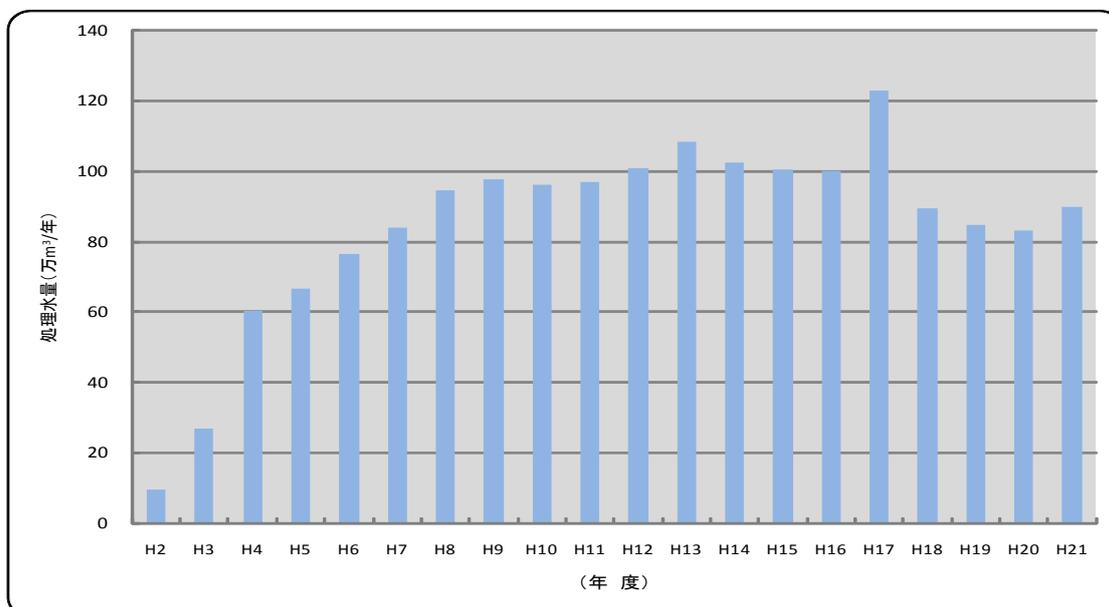


図3-2 処理水量の推移

3-2-2. 下水道の経営状況

(1) 経営の状況

本下水道事業は法非適用企業として特別会計により運営はなされ、平成21年度の歳入歳出はともに約8億3千万円となっていますが、下水道経営は、使用料だけで維持管理費及び起債償還費を賄いきれず、一般会計からの繰入等により運営がなされている状況です。

起債償還の状況は返還のピークは過ぎたもののその残高は約50億円となっています。

なお、これまでに費やされた建設投資額は平成21年度末118億4千万円で下水道処理人口1人あたり114万円となります。

(2) 汚水処理原価及び使用料の状況

平成21年度の下水道汚水処理費は約3億4千万円で、その内訳は維持管理費が約19%で資本費(起債償還費)が約81%となっています。有収水量から算出した汚水処理原価は428円/m³となります。

また、使用料収入は約1億8千万円で使用料単価は235円/m³となります。

図3-3に下水道汚水処理費及び使用料収入の推移を示します。

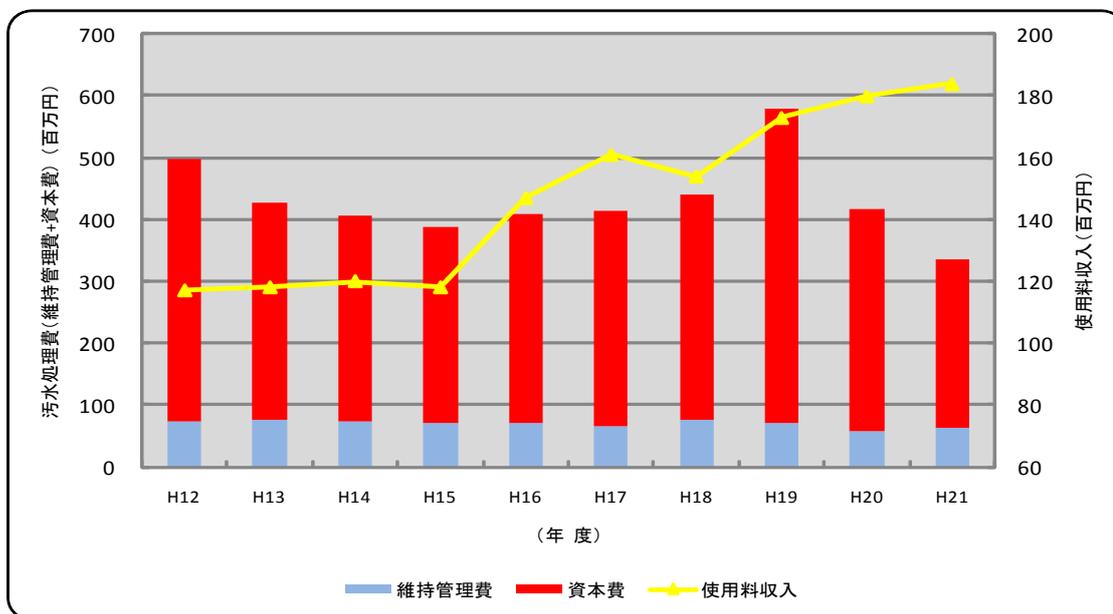


図3-3 下水道汚水処理費及び使用料収入の推移

(3)経費回収率の状況

平成18年度の経費回収率は 35.0%となり、全道平均と比較すると表 3-4 に示すとおりです。

なお、経費回収率は次式により算定します。

$$\begin{aligned} \text{経費回収率} &= (\text{使用料単価} / \text{汚水処理原価}) \times 100 \\ &= 35.0\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{ただし、使用料単価} &= \text{使用料収入} / \text{年間有収水量} \\ &= 201 \text{ 円} / \text{m}^3 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{汚水処理原価} &= \text{汚水処理費} / \text{年間有収水量} \\ &= 574 \text{ 円} / \text{m}^3 \end{aligned}$$

表 3-4 経費回収率の比較(平成 18 年度比較)

項 目	全 国	全道	全道市	全道町村	赤平市
汚水処理原価 (円/m ³)	169	173	141	428	574
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³)	66	68	60	132	98
汚水処理原価(資本費) (円/m ³)	103	105	81	296	476
使用料単価 (円/m ³)	133	136	133	161	201
経費回収率 (%)	78.7	78.6	94.3	37.6	35.0

(資料:下水道統計、北海道地方ビジョン、赤平市公共下水道決算統計)

3-3. 下水道事業の課題

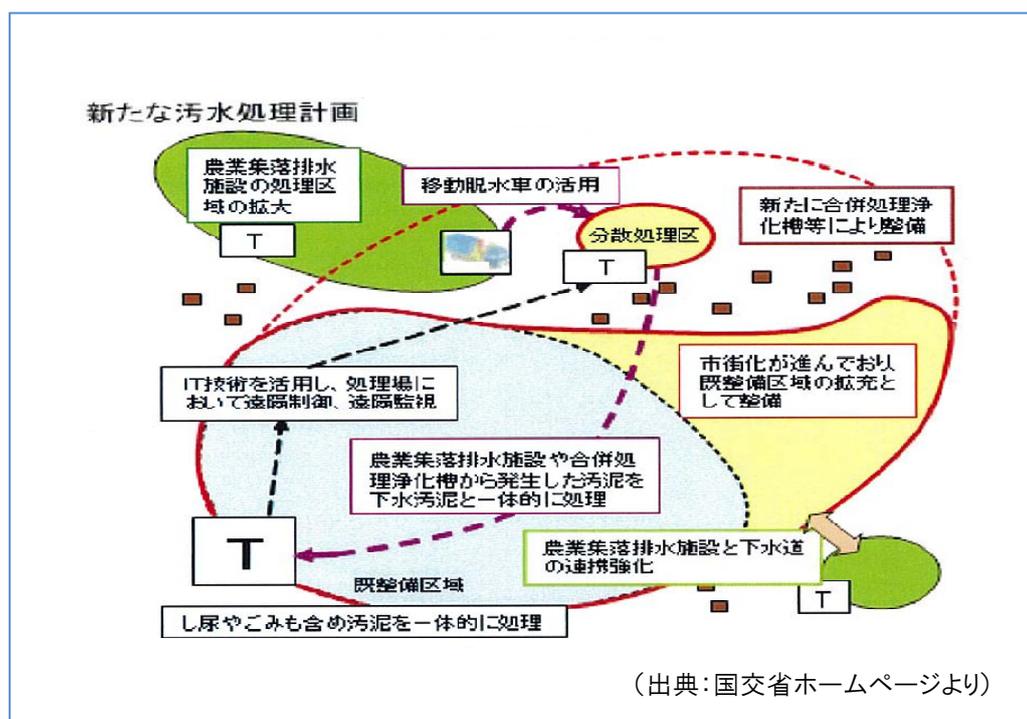
課題I. 効率的な下水道整備

現行の下水道事業計画概要は、表 3-1 に示すとおり全体計画面積 768.0ha の内 548.4ha について、認可を取得して事業推進中であります。

この内、平成21年度末で430.18haの汚水面整備が完了していますが、認可面積に対しては、118.22haが未整備となっています。

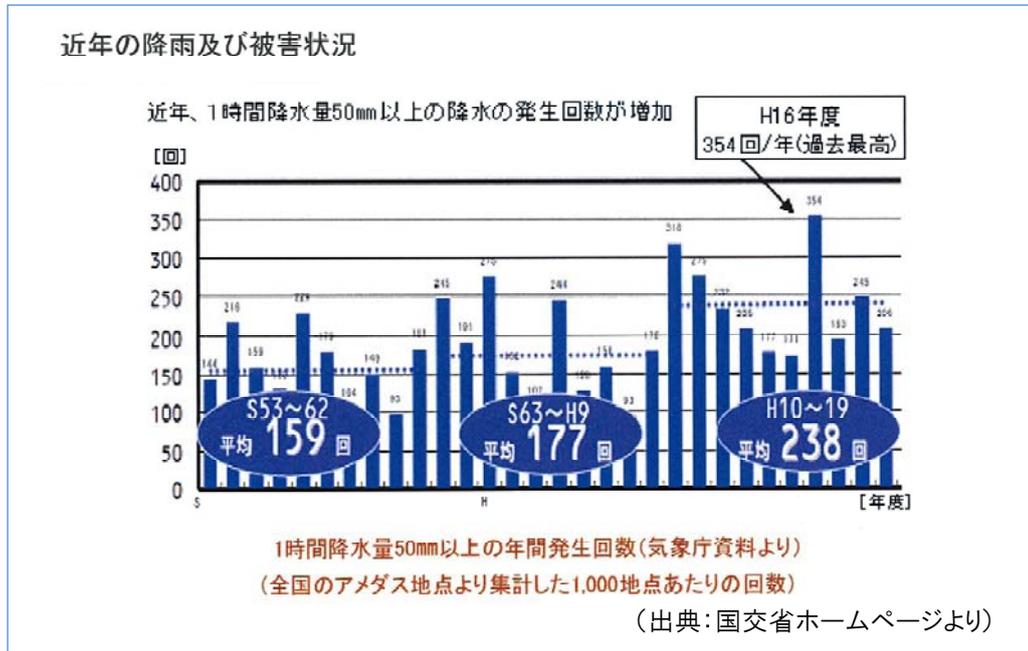
現状での課題として、市民の住環境向上・公衆衛生の確保等から汚水整備済み区域を含めた早期の未普及地域の解消、水洗化向上の促進が課題といえます。

その際には、他の汚水処理事業との連携を図りながら、より効率的かつ経済的な汚水処理手法の導入を検討し、早期に整備効果が発揮できることが重要と言え、また、優先順位を付けて重点的な整備により下水道整備の促進を図ることになります。

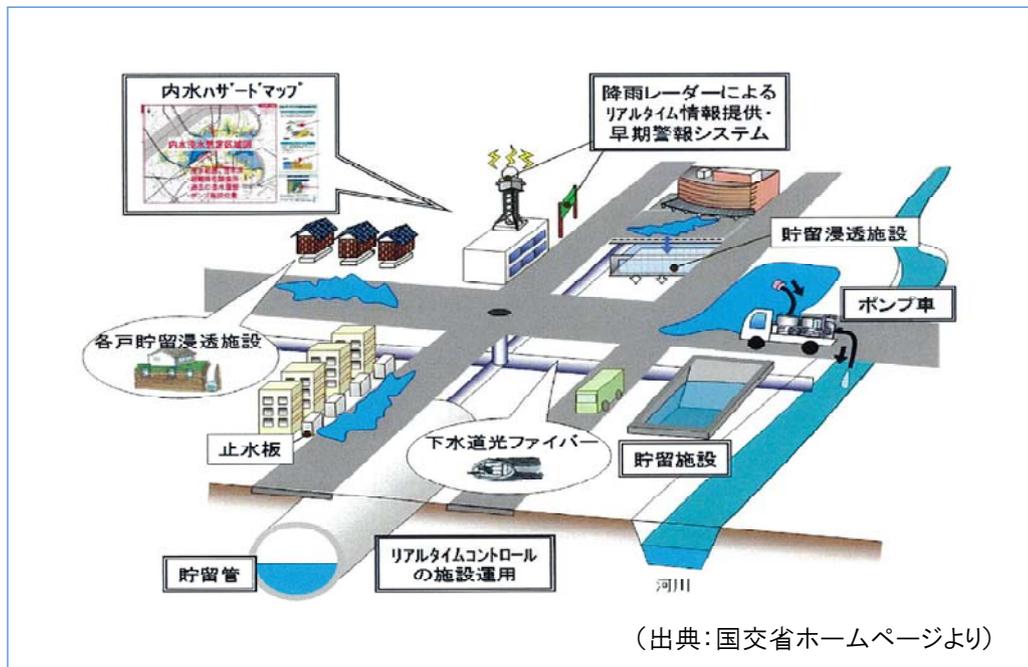


課題Ⅱ. 浸水対策への取組み

近年、下水道の施設能力や計画規模を大きく上回る雨が短時間のうちに局所的に降る集中豪雨が多発し、浸水被害が全国で発生しています。

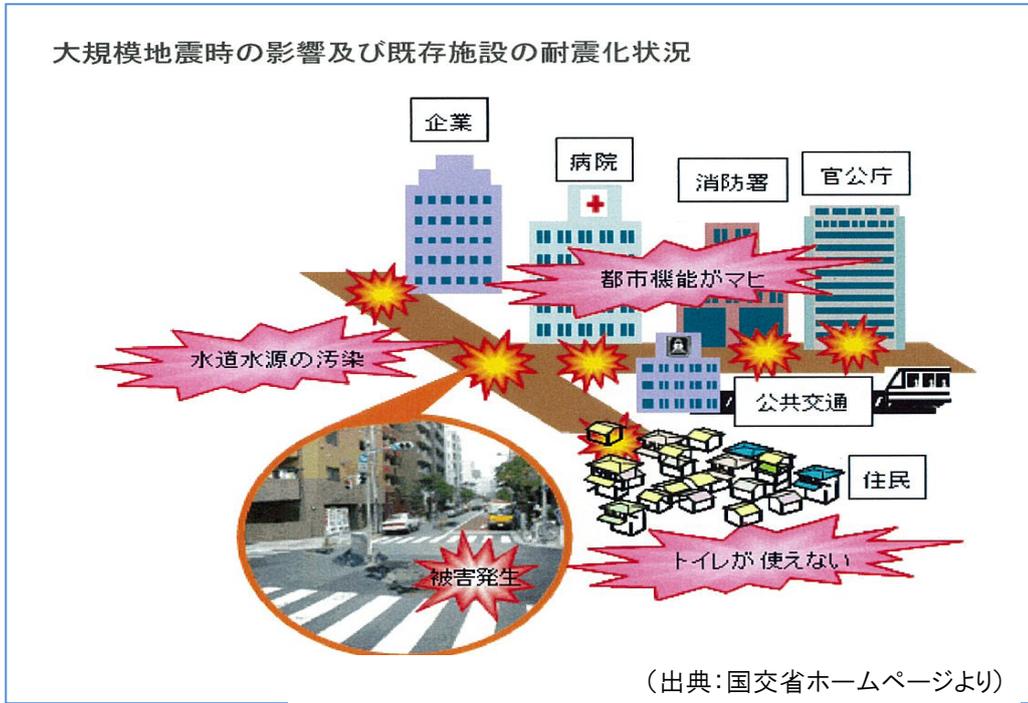


過去 10 年間に、市街地で床上浸水被害が発生していないものの、これからも局所的な集中豪雨が発生しないとも限りません。そのため、未整備箇所の整備と浸水被害の軽減を図るため、住民自助への取組みを支援するなどのソフト対策への取組みが課題となります。

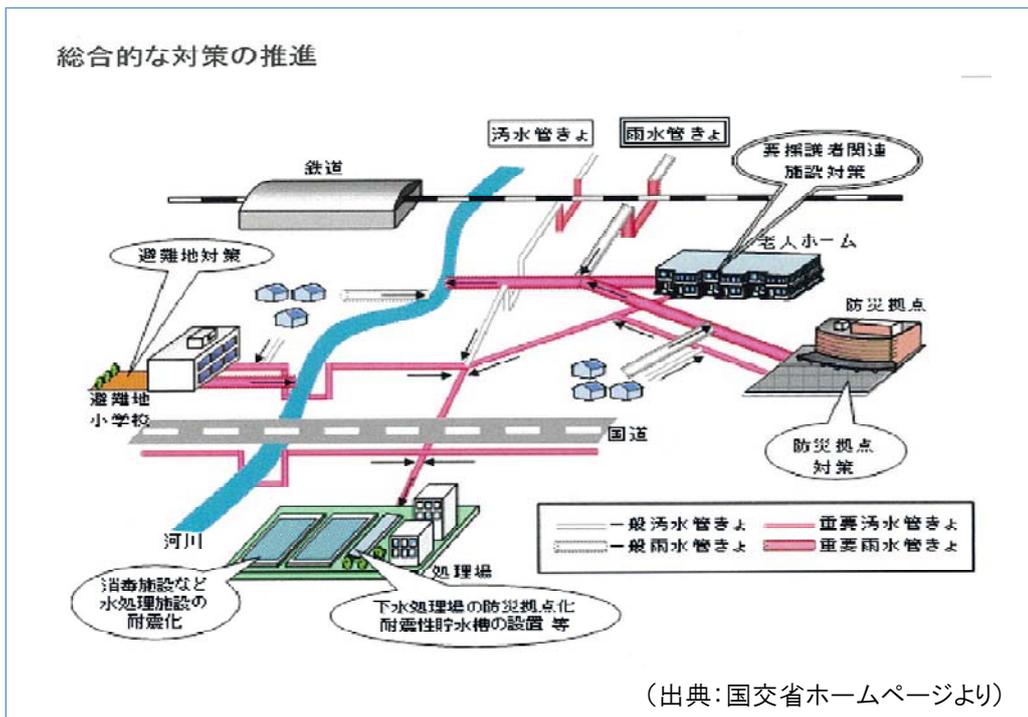


課題Ⅲ. 地震対策への取組み

大地震等で下水道施設が被災すると、他のライフラインと異なり、被災時に同等の機能を代替する手段がなく、トイレの使用不能による健康被害やマンホールの浮上による緊急輸送路等の交通障害によって住民生活や社会活動に多大な影響があります。



地域防災計画との整合を図りながら、「防災」と「減災」の観点から各施設の重要度や緊急度等に応じた下水道施設の地震対策への取組み及びソフト対策を含んだ減災対策が課題と言えます。

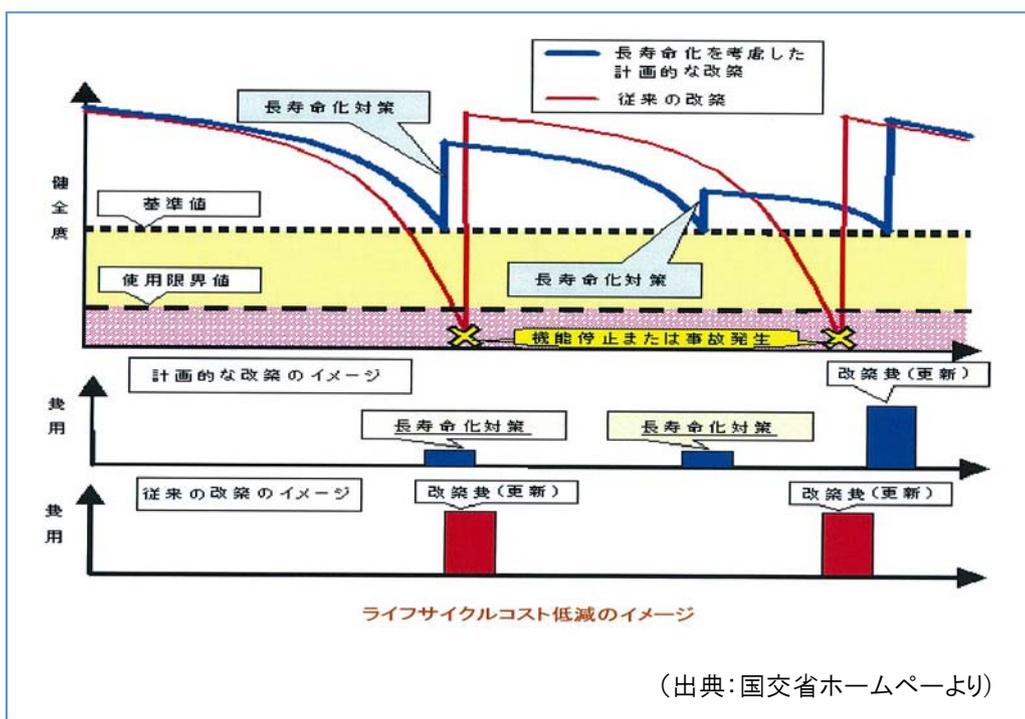


課題Ⅳ. 水環境の保全

これまでの下水道整備により周辺公共用水域の水質保全に大きく貢献してきましたが、今後もより良い水環境を保全し、これを次世代に引き継ぐため、水洗化の促進は極めて重要と言えます。

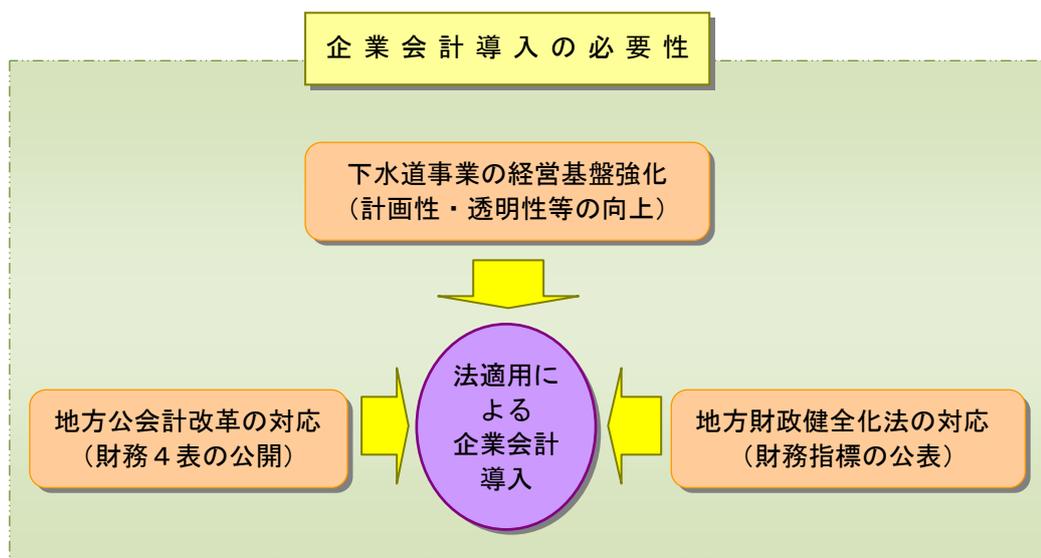
課題Ⅴ. 維持管理の最適化

安全で快適な住民生活や都市活動を確保し、下水道サービスを安定して行うことが求められているので、今後はより一層の下水道施設の適正かつ効率的な維持管理や長寿命化に関する計画策定が課題となります。



課題VI. 下水道経営の健全化

安心して市民が下水道を利用するためには、下水道経営の健全化が必須と言え、計画から建設及び維持管理に至るまでのあらゆる段階において経営の基盤強化に向けたさまざまな取組みが課題となり、特に地方公営企業法を適用させ経理を企業会計方式へ移行する取組みは重要と言えます。



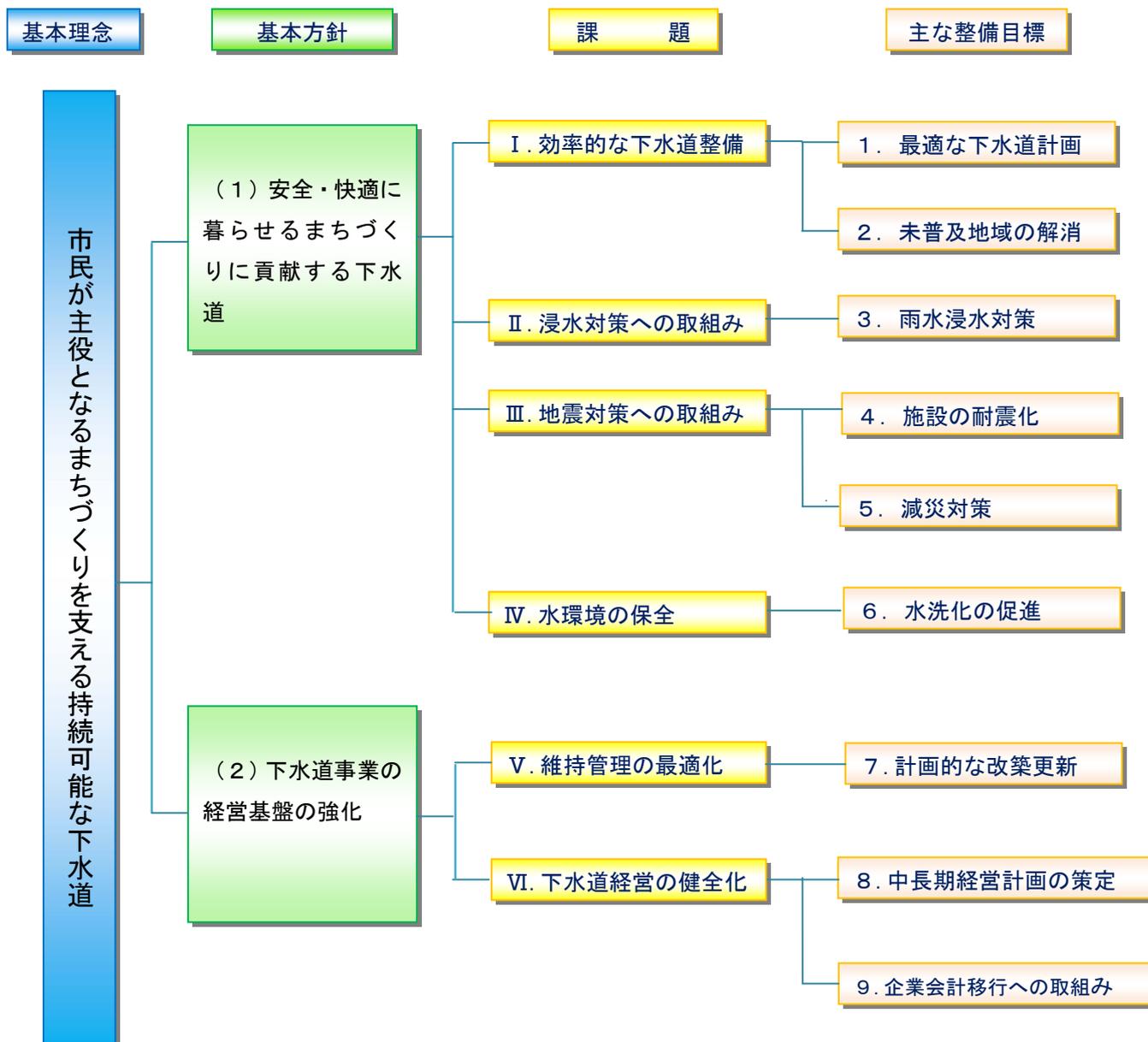


図 3-4 課題別の主な整備目標

下水道を取り巻く様々な環境の中で、市民の生活環境向上のための基幹施設として「持続可能な下水道」の実現を目指す【基本理念】と、これに沿った【基本方針】を掲げ、これら理念・方針を達成するために、下水道事業の現状と課題を踏まえて今後進めるべき主な整備目標として図 3-4 に示すとおりとします。

第4章 整備目標と具体的施策

整備目標 1. 最適な下水道計画

近年の人口減少傾向・少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した効率的な下水道整備を推進するために、人口推移及び下水道計画区域の妥当性(集合処理 or 個別処理)を的確に把握し、反映するため定期的に下水道計画の見直しを行います。

具体的施策

- 定期的な下水道事業計画の見直し
- 最適な下水道計画区域の設定・下水道計画人口及び計画汚水量の見直し

整備目標 2. 未普及地域の解消

できるだけ早期にすべての人々が水洗化となることを目指すためには、未普及地域に対して重点的かつ早期に整備効果が発揮できるように、他の汚水処理事業と連携し下水道整備に取り組めます。

具体的施策

- 合併浄化槽整備事業との連携による汚水処理の促進
- 費用効果等を勘案し効率的に管渠整備を行う

整備目標 3. 雨水浸水対策

大雨による浸水被害予測箇所・危険箇所及び避難箇所(内水ハザードマップ)の作成検討に取組み、浸水地区等の雨水整備の促進に取り組めます。

具体的施策

- 内水ハザードマップの作成検討に取組む
- 浸水地区等の雨水整備促進

整備目標 4. 施設の耐震化

被災時に流下機能の確保と同時に管渠の陥没等により重大な交通障害につながる恐れが生じることから、管路施設の更新時での耐震化に向けた調査・診断に取り組めます。

具体的施策

- 重要防災地点(避難所)からの汚水流下機能を確保するための管路施設の耐震調査・診断への取り組み
- 施設改築・更新時に管路施設の耐震化によって流下機能確保

整備目標 5. 減災対策

被害の最小化を図る「減災対策」を組み合わせた総合的な地震対策を推進することが重要であることから、被害の軽減を図るための対策に取り組めます。

具体的施策

- 被災時にも下水道の最低限の機能確保・速やかな復旧可能な体制への取り組み
- 緊急用資材備蓄と倉庫整理(緊急用仮設トイレ・汚水ポンプ等の確保)

整備目標 6. 水洗化の促進

より良い水環境を次世代へ引き継ぐため及び公共用水域の水質保全のために水洗化の向上に向けた啓発活動に取り組めます。

具体的施策

- 広報・ホームページ等によるPR活動。
- 個別訪問による啓発活動

整備目標 7. 計画的な改築更新

今後は改築・更新事業が見込まれるため、ライフサイクルコストを最小化し、施設・設備の長寿命化を図るため、計画的な修繕及び改築・更新に取り組む、これにより予防保全型の管理を目指します。

具体的施策

- 下水道施設の長寿命化計画の策定(ポンプ場施設)

整備目標 8. 中長期経営計画の策定

今後の下水道事業運営のために運営コストの縮減への取組み、経営健全化のため適正な下水道使用料金の設定に取組みます。

具体的施策

- 中長期経営計画の策定

整備目標 9. 企業会計移行への取組み

経営の計画性や透明性の向上を図るための取組みを目指します。

具体的施策

- 企業会計方式移行への取組み

上記の整備目標と具体的施策を整理すると表 4-1 に示すようになります。

表 4-1 整備目標と具体的施策一覧表

課 題	整備目標	具体的施策
I. 効率的な下水道整備	1. 最適な下水道計画	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 定期的な下水道計画の見直し ➤ 最適な下水道計画区域の設定、下水道計画人口及び計画汚水量の見直し
	2. 未普及地域の解消	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 合併浄化槽事業との連携 ➤ 費用効果を勘案し効率的な管渠整備
II. 浸水対策への取組み	3. 雨水浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 内水ハザードマップの作成検討 ➤ 浸水地区等の雨水整備促進
III. 地震対策への取組み	4. 施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 管路施設の流下機能確保のための耐震調査・診断 ➤ 管路施設の耐震化
	5. 減災対策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被災時の体制の構築 ➤ 緊急用資材備蓄と倉庫整理
IV. 水環境の保全	6. 水洗化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広報・ホームページ等によるPR活動。 ➤ 個別訪問による啓発活動
V. 維持管理の最適化	7. 計画的な改築更新	➤ 下水道施設の長寿命化計画の策定
VI. 下水道経営の健全化	8. 中長期経営計画の策定	➤ 中長期経営計画の策定
	9. 企業会計移行への取組み	➤ 企業会計方式移行への取組み

第5章 下水道経営の見通し

5-1. 経営収支の見通し

(1) 経営指標の見通し

目標年次となる平成 32 年度までの経営指標は下水道処理人口、水洗化人口、下水道処理人口普及率及び接続率を経営指標(1)として図 5-1 に、汚水処理費及び使用料収入と有収水量を経営指標(2)として図 5-2 に示すとおりとします。

経営指標(1)では、平成 32 年度下水道処理人口 8,438(人)、水洗化人口 7,203(人)、処理人口普及率 81.6(%)、水洗化率 85.4(%)となり、経営指標(2)では、平成 32 年度汚水処理費 256.2(百万円)、使用料収入 166.2(百万円)、有収水量 680(千 m³)となります。

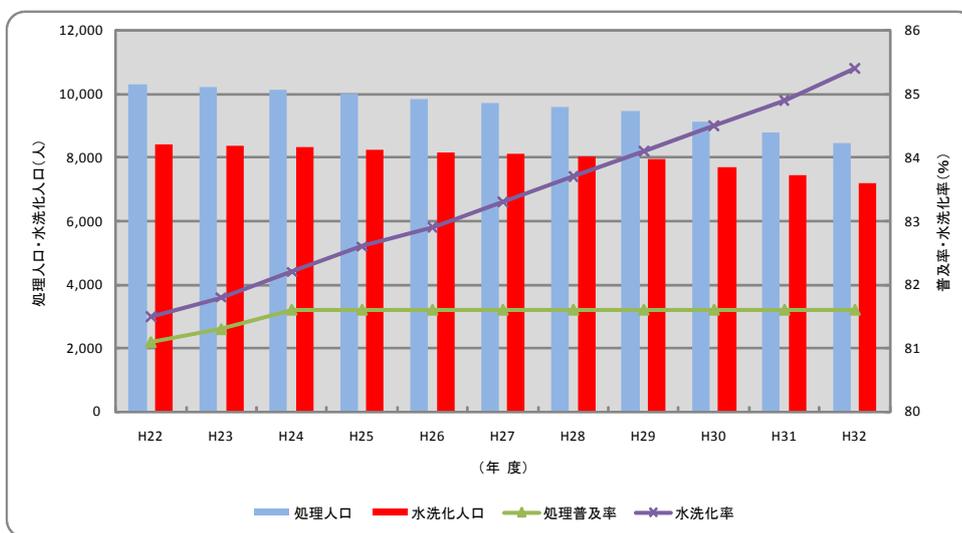


図 5-1 経営指標(1)

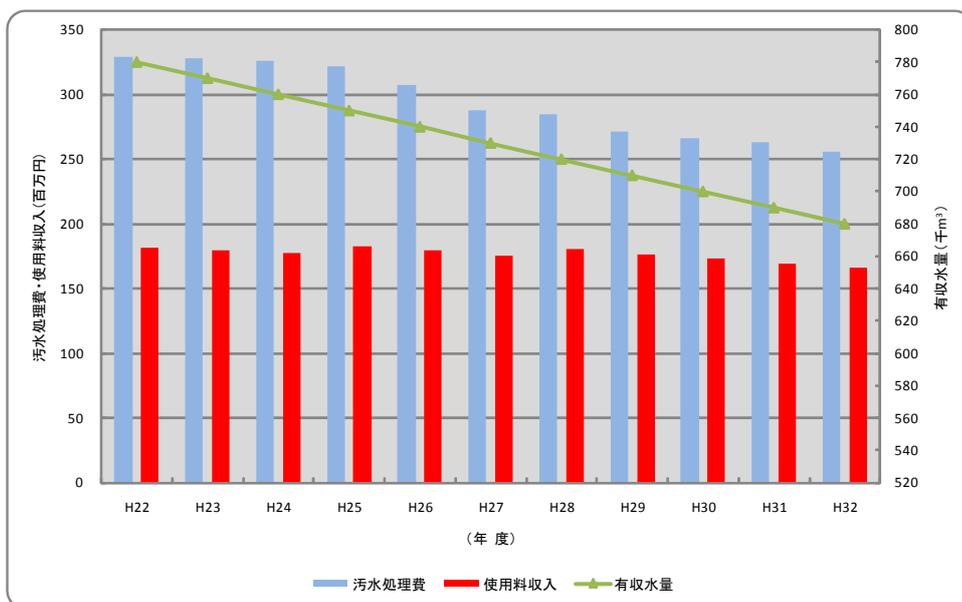


図 5-2 経営指標(2)

(2) 経営収支の見通し

先の経営指標から平成 32 年度までの経営収支経営を試算するとその結果は、図 5-3 に示すとおりとなります。また、一般会計からの繰入は図 5-4 に示すように平成 21 年度と比較して約 5%の縮減が図られ、起債残高は約 33%縮減となる見込みです。

- 平成 21 年度一般会計繰入金 206.9(百万円)・・・①
- 平成 32 年度一般会計繰入金予測 196.6(百万円)・・・②
 $\text{平成 32 年度一般会計繰入金縮減率} = \{1 - (\text{②} \div \text{①})\} \times 100 \div 5\%$
- 平成 21 年度起債残高 4,956.4(百万円)・・・③
- 平成 32 年度起債残高予測 3,314.6(百万円)・・・④
 $\text{平成 32 年度起債残高縮減率} = \{1 - (\text{④} \div \text{③})\} \times 100 \div 33\%$

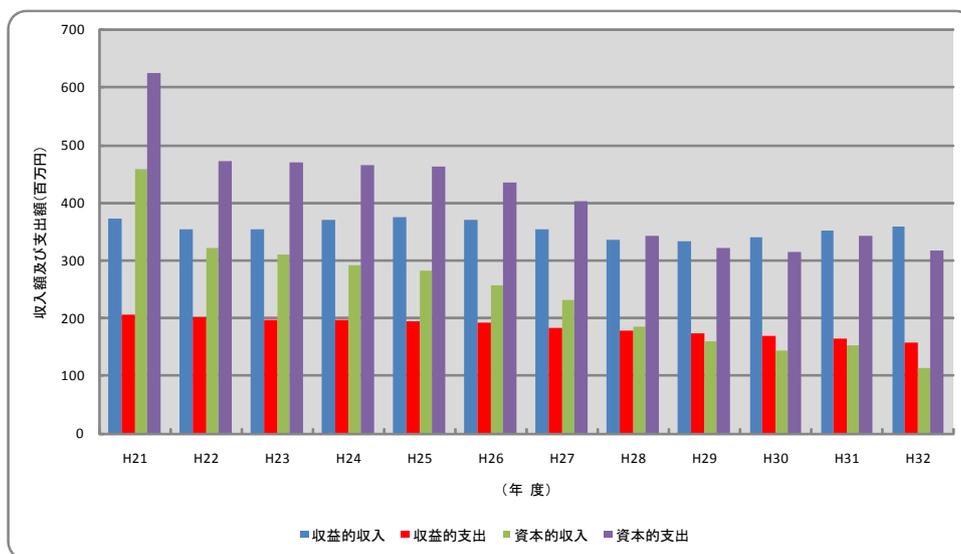


図 5-3 経営収支計画の試算

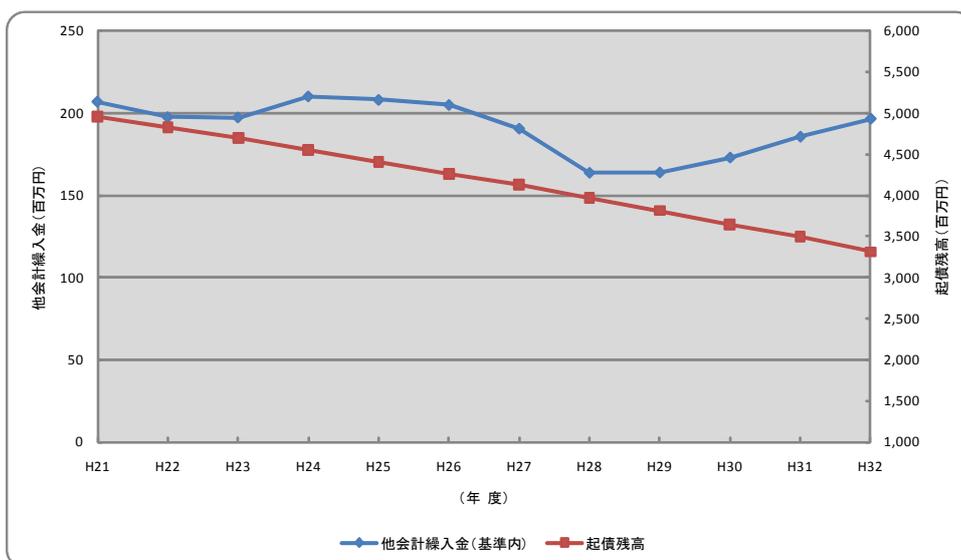


図 5-4 他会計繰入金及び起債残高

5-2. 汚水処理原価及び経費回収率の見通し

(1) 汚水処理原価の見通し

図 5-2 に示した経営指標から汚水処理原価(汚水処理費/年間有収水量)の見通しは、図 5-5 に示すとおりおだやかな減少傾向を示し平成 32 年度での汚水処理原価は 377(円/m³)となります。従って、今後は有収水量を増加させるために、下水道に対する住民の理解と協力を求め水洗化人口を増加させることが重要と言えます。

また、汚水処理費の内訳は約 24%が維持管理費を占め、残り約 76%が起債償還費(資本費)を占めることとなりますが、今後予想される改築更新事業の平準化と合わせて効率的な維持管理に一層取り組むことが重要となります。

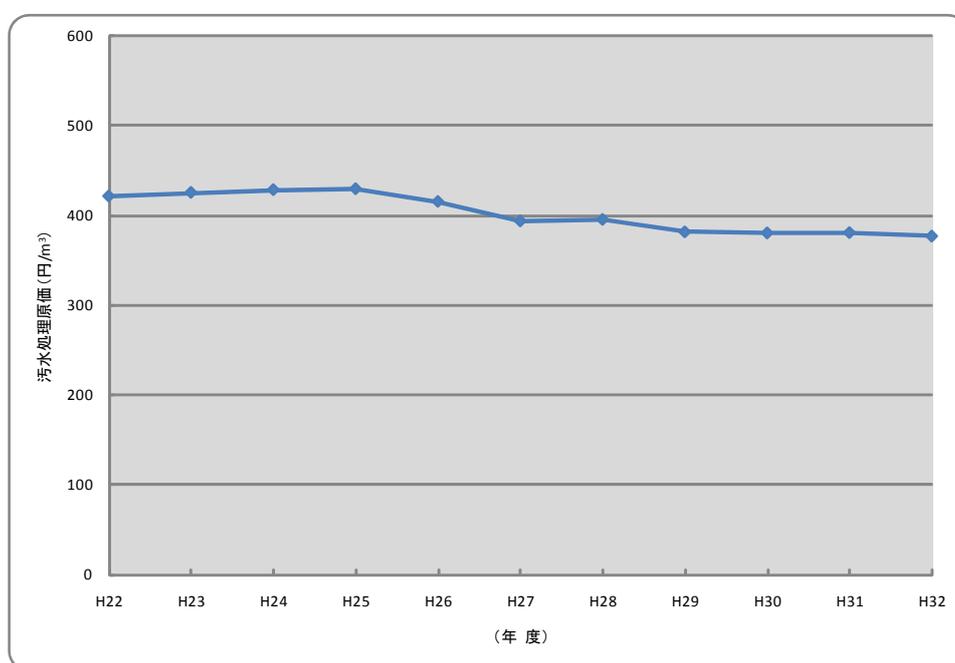


図 5-5 汚水処理原価の見通し

(2) 経費回収率の見通し

図 5-2 に示した経営指標の見通しと図 5-3 に示す経営収支計画の試算から経費回収率(使用料単価/汚水処理原価)の見通しは、図 5-6 に示すとおり平成 32 年度での経費回収率は 64.9(%)となります。

今後は、汚水処理原価の低減策を図ることはもちろん、水洗化の向上、定期的な下水道使用料の見直しが必須と言えます。

すなわち、安定した下水道経営により持続可能な施設とするためにも、市民の理解と協力を得ながら使用料の適正化を図って、他会計からの繰入金に依存せず、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収することを目指すことにします。

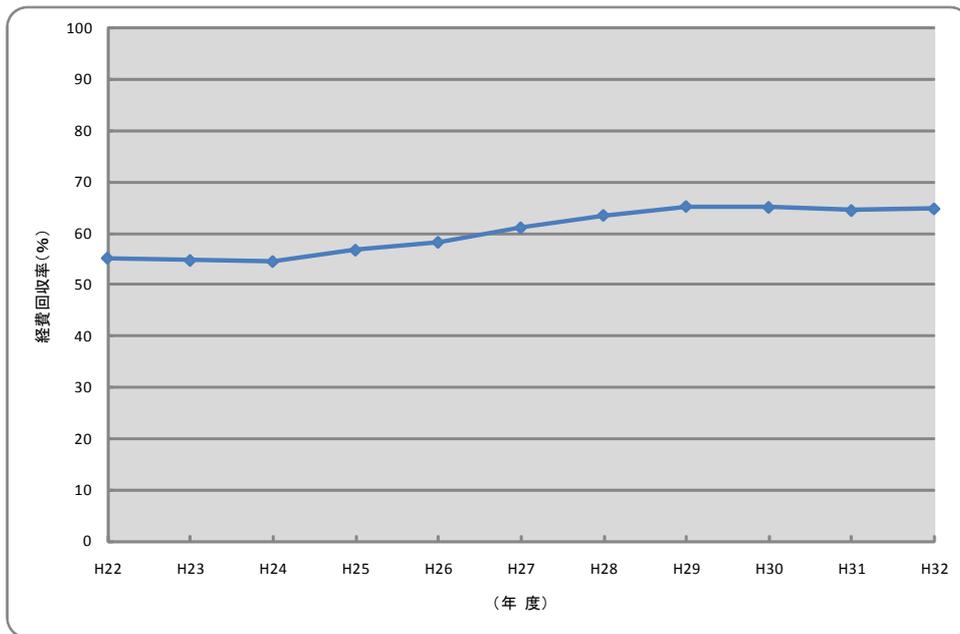


図 5-6 経費回収率の見通し

第6章 今後の施策展開に向けて

6-1. 施策展開

(1) 整備目標の優先順位

厳しい財政状況の下で、必要な下水道機能を維持し、下水道運営を安定的に行うために、ここでは、第4章に掲げた整備目標に対して、施策の特性や地域特性及び住民のニーズ(市民アンケート調査実施)に応じて、緊急性、コスト性及び実現性を勘案した総合評価から3段階に区分して優先度を設定することとします。

ただし、優先度の3段階は次のとおりとします。

優先度Ⅰ：概ね3年以内に取り組む目標とする。

優先度Ⅱ：概ね5年以内に取り組む目標とする。

優先度Ⅲ：概ね10年以内に取り組む目標とする。

表6-1 整備目標の優先順位

整備目標	優先度	整備目標	優先度
1. 最適な下水道計画	Ⅱ	5. 減災対策	Ⅱ
2-1. 未普及地域の解消 (積極的な合併浄化槽の整備推進)	Ⅰ	6. 水洗化の促進	Ⅰ
2-2. 未普及地域の解消 (積極的な公共下水道の整備推進)	Ⅱ	7. 計画的な改築・更新	Ⅱ
3. 雨水浸水対策	Ⅱ	8. 中長期的経営計画の策定	Ⅰ
4. 施設の耐震化	Ⅲ	9. 企業会計移行への取組み	Ⅱ

(2) 情報公開

下水道事業を円滑に効率よく進めるためには、市民の理解と協力が不可欠で、そのためには、市民に対して十分な情報提供を行うと同時に、市民の意見や要望等を把握し、事業に反映して行くことが重要であります。

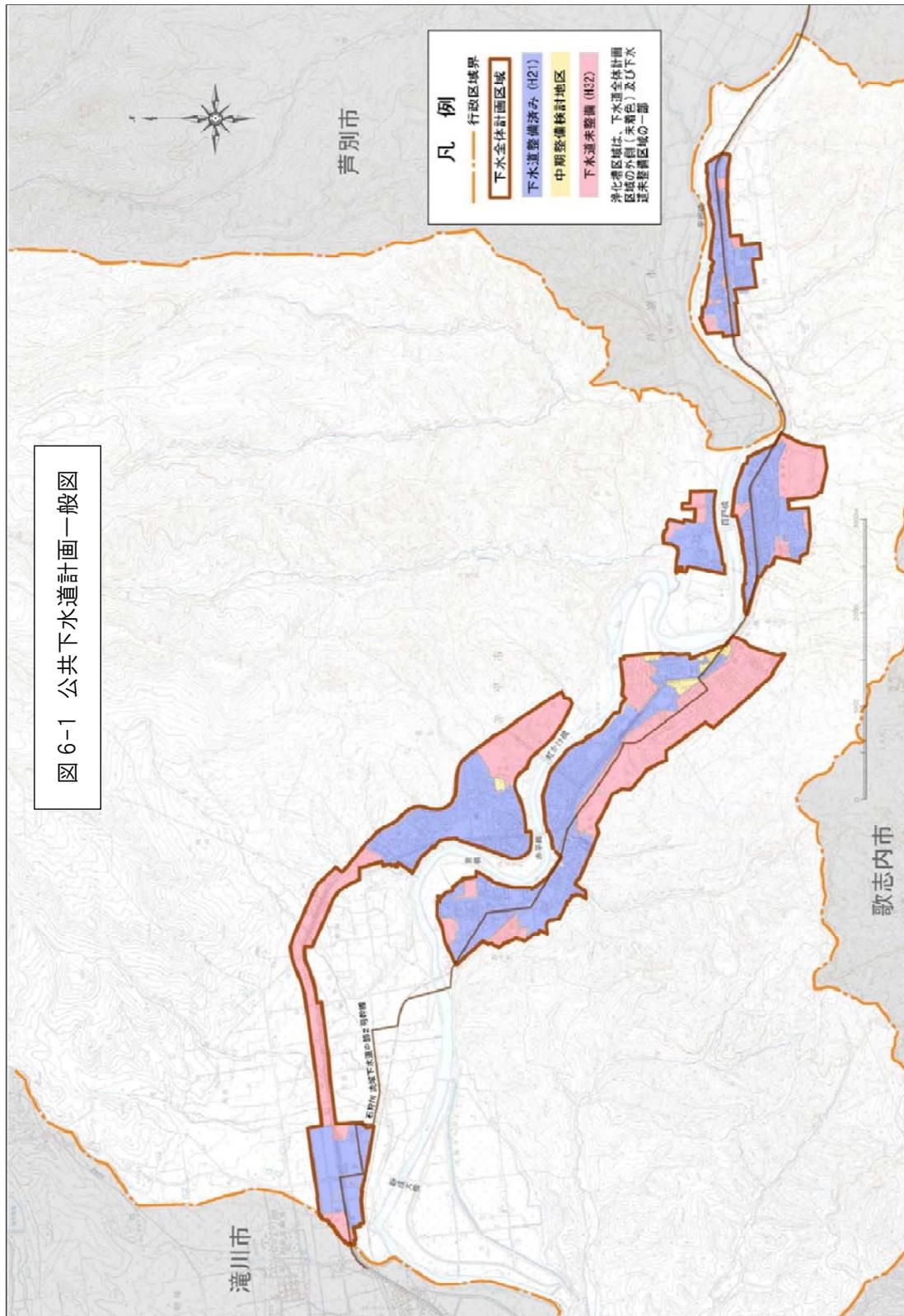
従って、これからは施策の立案や事業の計画・実施の過程で、関係する市民や利用者に情報を公開した上で、広く意見や要望等を聴取し、計画づくりや事業の実施などに民意を反映させる手法の導入が必要と言えます。

6-2. アウトカム指標

市民と共通の認識を形成した上で施策を進めることが重要であることから、市民にもたらされる成果指標(アウトカム指標)を表 6-2 のように設定することとし、より効果的なものになるように必要に応じて見直しを行っていきます。また、今後の下水道整備計画区域等を示す図として、図 6-1 に公共下水道計画一般図を示します。

表 6-2 アウトカム指標

項 目		成果目標	備 考 (整備目標番号)
1. 暮らし・環境の改善 (生活環境・公衆衛生の向上)	➤ 普及率の向上	◆ 下水道処理人口普及率 81%(平成 21 年度)⇒81.6%(平成 32 年度)	1、2
	➤ 水洗化(水洗化率)の向上	◆ 水洗化率 81%(平成 21 年度)⇒85.4%(平成 32 年度)	6
2. 安全性の向上 (浸水対策・地震対策)	➤ 雨水浸水対策	◆ 重点地区の整備 100%(平成 32 年度)	3
	➤ 減災対策	◆ 災害復旧体制の取組み 100%(平成 32 年度)	4、5
3. 施設の再生 (長寿命化)	➤ 施設の長寿命化対策	◆ ポンプ場施設の延命化及び改築更新のための長寿命化計画の策定 100%(平成 32 年度)	7
4. 安定・持続可能な下水道事業	➤ 経営の健全化	◆ 起債残高の縮減率 33%(平成 32 年度)	8,9



6-3. パブリック・コメント

「赤平市下水道中期ビジョン(案)」につきまして、市民や利用者に情報を公開した上で、意見等を把握し計画に反映して行くため、意見募集(パブリック・コメント)を行いました。

(1)意見募集要領

意見募集の実施は、市民広報とホームページに掲載周知し次のとおり行いました。

1)閲覧応募期間:平成23年2月3日から平成23年2月27日

2)閲覧応募場所:表 6-3 のとおりです。

表 6-3 閲覧場所

箇所数	閲覧場所	備考
No.1	赤平市役所	1階ロビー
No.2	茂尻支所	
No.3	平岸連絡所	
No.4	交流センターみらい	1階ロビー
No.5	赤平市図書館	
No.6	市立赤平総合病院	1階ロビー
No.7	赤平市ホームページ	

3)応募出来る者

- ①市内に住所を有する者
- ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人・団体
- ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④市内に存する学校に在学する者

4)応募方法

意見応募方法は、閲覧場所に備えた専用用紙等に記述して備え付けの投函箱へ投函して頂くほか郵送・FAX・電子メール・担当課へ持参するなどの手法で応募。

(2)意見募集結果

「赤平市下水道中期ビジョン(案)」につきまして、意見募集を行いました但し寄せられた意見はありませんでした。従って、パブリック・コメント結果の公表案件はありません。

この案を持ちまして、成案と致します。皆様のご協力ありがとうございました。

赤平市下水道中期ビジョン
[参考資料]

1. 下水道統計資料	36
(1)国政調査による行政人口の推移及び推計	36
(2)住民基本台帳による行政人口の推移	36
(3)整備面積及び整備率の推移	37
(4)下水道処理人口及び下水道普及率の推移	37
(5)水洗化人口及び水洗化率の推移	38
(6)処理水量の推移	38
(7)有収水量及び使用料収入の推移	38
(8)汚水処理費の推移	39
(9)汚水処理原価及び使用料単価の推移	39
(10)歳入及び歳出の推移	39
(11)起債償還費及び起債償還残高の推移	40
(12)建設改良費の内訳及び推移	40
(13)管渠布設延長の推移	41
(14)経費回収率の推移	41
(15)近隣市町の状況	42
2. 下水道経営の見通し資料	43
(1)経営指標	43
(2)経営収支の見通し	44
(3)汚水処理原価の見通し	44
(4)経費回収率の見通し	45
3. 施策展開資料	46
4. 市民アンケート結果資料	47
4-1. 市民アンケート調査概要	47
4-2. 市民アンケート結果	48
4-3. 市民アンケート結果 意見・要望について	53
5. 用語解説	56

参 考 資 料

1. 下水道統計資料

(1)国政調査による行政人口の推移及推計

表 参考 1-1 国政調査による行政人口の推移及び推計

(単位:人)

年 度	行政人口	年少人口	生産年齢人口	老齢人口	備 考
	合 計	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
平成 2 年	19,409	2,718	13,088	3,603	出典: 国政調査
平成 7 年	17,351	2,003	11,158	4,190	
平成 12 年	15,753	1,572	9,472	4,709	
平成 17 年	14,401	1 390	8,023	4 988	
平成 22 年	12,958	1,144	6,849	4,965	出典: 「人口問 題研究 所」
平成 27 年	11,647	923	5,650	5,074	
平成 32 年	10,339	681	4,821	4,837	
平成 37 年	9,072	562	4,158	4,352	
平成 42 年	7,916	475	3,534	3,907	
平成 47 年	6,865	401	3,034	3,430	

※平成 17 年度までは、国政調査を示し、
平成 22 年以降は、「人口問題研究所」推計値を示す。

(2)住民基本台帳による行政人口の推移

表 参考 1-2 住民基本台帳による行政人口の推移

(単位:人)

年度	行政人口	年度	行政人口
平成 2 年	19,484	平成 12 年	15,977
平成 3 年	19,087	平成 13 年	15,746
平成 4 年	18,846	平成 14 年	15,478
平成 5 年	18,375	平成 15 年	15,159
平成 6 年	17,900	平成 16 年	14,782
平成 7 年	17,514	平成 17 年	14,506
平成 8 年	17,206	平成 18 年	14,160
平成 9 年	16,812	平成 19 年	13,716
平成 10 年	16,583	平成 20 年	13,258
平成 11 年	16,233	平成 21 年	12,877

(各年 3 月末現在)

(3)整備面積及び整備率の推移

表 参考 1-3 整備面積及び整備率の推移

(単位:ha、%)

年度	累計整備面積		整備率 (内は対全体計画)				年度	整備面積		整備率 (内は対全体計画)			
	(汚水)	(雨水)	(汚水)		(雨水)			(汚水)	(雨水)	(汚水)		(雨水)	
昭和 55 年	—	—	—	—	—	—	平成 7 年	302.29	42.29	68.4	(38.3)	9.6	(5.4)
昭和 56 年	0.14	0.00	0.2	(0.0)	0.0	(0.0)	平成 8 年	313.59	45.25	61.2	(40.8)	8.8	(5.9)
昭和 57 年	2.54	0.00	2.8	(0.3)	0.0	(0.0)	平成 9 年	321.07	45.83	62.7	(41.8)	9.0	(6.0)
昭和 58 年	8.56	0.16	9.5	(1.0)	0.2	(0.0)	平成 10 年	334.99	51.61	63.2	(43.6)	9.7	(6.7)
昭和 59 年	14.10	1.56	15.7	(1.6)	1.7	(0.2)	平成 11 年	345.64	69.36	65.2	(45.0)	13.1	(9.0)
昭和 60 年	22.51	4.07	25.0	(2.6)	4.5	(0.5)	平成 12 年	351.05	81.33	66.2	(45.7)	15.3	(10.6)
昭和 61 年	31.68	5.25	19.1	(4.2)	3.2	(0.7)	平成 13 年	367.38	87.48	69.3	(47.8)	16.5	(11.4)
昭和 62 年	42.80	6.61	25.8	(5.7)	4.0	(0.9)	平成 14 年	373.99	88.45	69.6	(48.7)	16.5	(11.5)
昭和 63 年	66.67	6.61	40.2	(8.8)	4.0	(0.9)	平成 15 年	389.79	91.55	72.6	(50.8)	17.0	(11.9)
平成元年	100.60	6.61	60.6	(13.3)	4.0	(0.9)	平成 16 年	407.24	91.55	75.8	(53.0)	17.0	(11.9)
平成 2 年	151.24	11.76	41.5	(20.1)	3.2	(1.6)	平成 17 年	413.10	95.26	76.9	(53.8)	17.7	(12.4)
平成 3 年	164.78	23.25	45.2	(21.9)	6.4	(3.1)	平成 18 年	419.86	95.26	76.6	(54.7)	17.4	(12.4)
平成 4 年	194.04	23.25	53.2	(25.7)	6.4	(3.1)	平成 19 年	423.79	97.39	77.3	(55.2)	17.8	(12.7)
平成 5 年	270.97	39.88	61.3	(34.3)	9.0	(5.0)	平成 20 年	426.73	97.39	77.8	(55.6)	17.8	(12.7)
平成 6 年	289.93	40.89	65.6	(36.7)	9.2	(5.9)	平成 21 年	430.18	97.39	78.4	(56.0)	17.8	(12.7)

※整備率は、認可計画面積に対する整備率を示し、カッコ()内は全体計画面積に対する整備率を示す。

(4)下水道処理人口及び下水道普及率の推移

表 参考 1-4 下水道処理人口及び下水道普及率

(単位:ha、%)

年度	処理人口	普及率	年度	処理人口	普及率
平成 2 年	3,987	20.5	平成 12 年	10,523	65.9
平成 3 年	6,239	32.7	平成 13 年	10,616	67.4
平成 4 年	8,175	43.4	平成 14 年	10,628	68.7
平成 5 年	9,186	50.0	平成 15 年	10,631	70.1
平成 6 年	9,537	53.3	平成 16 年	10,699	72.4
平成 7 年	9,427	53.8	平成 17 年	10,858	74.9
平成 8 年	9,828	57.1	平成 18 年	10,764	76.0
平成 9 年	9,675	57.5	平成 19 年	10,816	78.9
平成 10 年	10,843	65.4	平成 20 年	10,665	80.4
平成 11 年	10,508	64.7	平成 21 年	10,431	81.0

※下水道処理人口:水洗化可能人口

※下水道普及率=下水道処理人口÷行政人口

(5)水洗化人口及び水洗化率の推移

表 参考 1-5 水洗化人口及び水洗化率の推移

(単位:ha、%)

年 度	水洗化人口	水洗化率	年 度	水洗化人口	水洗化率
平成 2 年	886	22.2	平成 12 年	7,433	70.6
平成 3 年	1,825	29.3	平成 13 年	7,688	72.4
平成 4 年	2,860	35.0	平成 14 年	7,988	75.2
平成 5 年	3,700	40.3	平成 15 年	8,219	77.3
平成 6 年	4,543	47.6	平成 16 年	8,445	78.9
平成 7 年	5,450	57.8	平成 17 年	8,600	79.2
平成 8 年	5,995	61.0	平成 18 年	8,714	81.0
平成 9 年	6,354	65.7	平成 19 年	8,678	80.2
平成 10 年	6,705	61.8	平成 20 年	8,382	78.6
平成 11 年	7,013	66.7	平成 21 年	8,459	81.1

※水洗化率=水洗化人口÷下水道処理人口

(6)処理水量の推移

表 参考 1-6 処理水量の推移

(単位万m³/年)

年 度	処理水量	年 度	処理水量
平成 2 年	9.7	平成 12 年	100.9
平成 3 年	26.9	平成 13 年	108.2
平成 4 年	60.3	平成 14 年	102.5
平成 5 年	66.8	平成 15 年	100.5
平成 6 年	76.5	平成 16 年	100.2
平成 7 年	84.1	平成 17 年	122.9
平成 8 年	94.7	平成 18 年	89.6
平成 9 年	97.6	平成 19 年	84.6
平成 10 年	96.1	平成 20 年	83.2
平成 11 年	97.1	平成 21 年	90.0

※処理水量=有収水量+その他(地下水等)

(7)有収水量及び使用料収入の推移

表 参考 1-7 有収水量及び使用料収入の推移

(単位:千m³/年、百万円/年)

年 度	有収水量	使用量収入	年 度	有収水量	使用量収入
平成 2 年	68.8	7	平成 12 年	855.8	117
平成 3 年	222.4	27	平成 13 年	868.7	118
平成 4 年	506.7	50	平成 14 年	879.2	120
平成 5 年	577.0	65	平成 15 年	874.3	118
平成 6 年	655.4	72	平成 16 年	838.2	147
平成 7 年	705.9	84	平成 17 年	850.2	161
平成 8 年	761.9	92	平成 18 年	765.2	154
平成 9 年	755.9	97	平成 19 年	740.8	173
平成 10 年	773.1	102	平成 20 年	739.6	180
平成 11 年	852.6	113	平成 21 年	782.4	184

(8)汚水処理費(維持管理費、資本費)の推移

表 参考 1-8 汚水処理費の推移

(単位:百万円)

年 度	汚水処理費			年 度	汚水処理費		
	維持管理費	資本費	計		維持管理費	資本費	計
平成12年	73.5	423.3	496.8	平成17年	66.9	348.5	415.4
平成13年	75.2	352.7	428.0	平成18年	75.3	364.0	439.3
平成14年	74.5	331.0	405.5	平成19年	71.5	508.1	579.6
平成15年	71.1	318.1	389.1	平成20年	59.2	357.2	416.4
平成16年	72.0	335.8	407.8	平成21年	62.1	273.1	335.1

※汚水処理費=維持管理費+資本費

※資本費:地方債等利息等(汚水)+地方債償還金等(汚水)

(9)汚水処理原価及び使用料単価の推移

表 参考 1-9 汚水処理原価及び使用料単価の推移

(単位:円/m³)

年 度	汚水処理原価	使用料単価	年 度	汚水処理原価	使用料単価
平成12年	580	137	平成17年	489	189
平成13年	493	136	平成18年	574	201
平成14年	461	136	平成19年	782	234
平成15年	445	135	平成20年	563	243
平成16年	486	175	平成21年	428	235

※汚水処理原価=汚水処理費(維持管理費+資本費)÷年間有収水量

※使用料単価=年間使用料÷年間有収水量

(10)歳入及び歳出の推移

表 参考 1-10 歳入及び歳出の推移

(単位:百万円)

年 度	歳 入			年 度	歳 出		
	収益的収入	資本的収入	計		収益的支出	資本的支出	計
平成12年	386.4	805.3	1,191.7	平成12年	351.0	909.0	1,260.0
平成13年	401.4	755.7	1,157.1	平成13年	343.0	880.4	1,223.4
平成14年	420.8	721.8	1,142.6	平成14年	325.2	876.7	1,201.9
平成15年	388.8	634.7	1,023.5	平成15年	304.2	772.4	1,076.6
平成16年	363.4	422.9	786.2	平成16年	295.3	664.7	960.0
平成17年	371.6	490.4	862.0	平成17年	286.4	607.9	894.3
平成18年	406.1	379.6	785.7	平成18年	280.7	528.2	808.9
平成19年	430.1	447.6	877.7	平成19年	266.0	619.5	885.5
平成20年	375.6	922.5	1,298.0	平成20年	230.9	1,067.6	1,298.5
平成21年	373.2	458.5	831.7	平成21年	206.6	625.1	831.7

(11)起債償還費及び起債償還残高の推移

表 参考 1-11 起債償還費及び起債償還残高の推移

(単位:百万円)

年度	起債償還費	起債償還残高	年度	起債償還費	起債償還残高
昭和56年	2	335	平成8年	163	5,721
昭和57年	2	417	平成9年	197	5,867
昭和58年	3	545	平成10年	237	6,053
昭和59年	4	682	平成11年	290	6,152
昭和60年	5	858	平成12年	382	6,144
昭和61年	6	1,110	平成13年	380	6,105
昭和62年	8	1,422	平成14年	401	6,018
昭和63年	9	1,806	平成15年	389	5,885
平成元年	14	2,275	平成16年	392	5,787
平成2年	17	2,956	平成17年	389	5,695
平成3年	21	3,513	平成18年	404	5,501
平成4年	28	4,091	平成19年	550	5,279
平成5年	47	4,695	平成20年	1,017	5,124
平成6年	93	5,142	平成21年	568	4,956
平成7年	500	5,496			

(12)建設改良費の内訳及び推移

表 参考 1-12 建設改良費の内訳及び推移

(単位:百万円)

年度	新設		更新	年度	新設		更新
	管渠	ポンプ場	管渠		管渠	ポンプ場	管渠
昭和56年	15	0	0	平成8年	539	0	0
昭和57年	78	0	0	平成9年	500	0	0
昭和58年	122	0	0	平成10年	629	0	0
昭和59年	160	0	0	平成11年	559	0	0
昭和60年	190	0	0	平成12年	514	0	0
昭和61年	219	0	0	平成13年	486	0	0
昭和62年	289	0	0	平成14年	459	0	0
昭和63年	406	0	0	平成15年	354	0	0
平成元年	571	0	0	平成16年	247	0	0
平成2年	816	0	0	平成17年	194	0	0
平成3年	790	39	0	平成18年	119	0	0
平成4年	998	0	0	平成19年	65	0	0
平成5年	1,015	0	0	平成20年	46	0	0
平成6年	751	0	0	平成21年	49	0	0
平成7年	624	0	0				

(13)管渠布設延長の推移

表 参考 1-13 管渠布設延長の推移

(単位:m)

年 度	管渠布設延長		累計管渠布設延長		年 度	管渠布設延長		累計管渠布設延長	
	(汚水)	(雨水)	(汚水)	(雨水)		(汚水)	(雨水)	(汚水)	(雨水)
昭和 55 年					平成 7 年	2,606.79	454.85	60,126.01	3,856.60
昭和 56 年	36.79	0.00	36.79	0.00	平成 8 年	2,188.71	449.48	62,314.72	4,306.08
昭和 57 年	556.49	0.00	593.28	0.00	平成 9 年	1,987.98	109.48	64,302.70	4,415.56
昭和 58 年	1,407.69	24.09	2,000.97	24.09	平成 10 年	2,800.59	696.56	67,103.29	5,112.12
昭和 59 年	1,674.56	319.66	3,675.53	343.75	平成 11 年	2,496.61	1,572.74	69,599.90	6,684.86
昭和 60 年	2,444.73	146.60	6,120.26	490.36	平成 12 年	1,139.39	1,524.17	70,739.29	8,209.03
昭和 61 年	2,755.98	189.53	8,876.24	679.89	平成 13 年	2,704.39	687.45	73,443.68	8,896.48
昭和 62 年	3,473.54	166.48	12,349.78	846.37	平成 14 年	1,370.71	282.54	74,814.39	9,179.02
昭和 63 年	5,760.51	0.00	18,110.29	846.37	平成 15 年	2,058.92	616.58	76,873.31	9,795.60
平成 元年	7,579.51	0.00	25,689.80	846.37	平成 16 年	2,457.61	0.00	79,330.92	9,795.60
平成 2 年	9,892.93	243.64	35,582.73	1,090.01	平成 17 年	1,064.78	600.86	80,395.70	10,396.46
平成 3 年	3,516.54	932.99	39,099.27	2,023.00	平成 18 年	931.17	0.00	81,326.87	10,396.46
平成 4 年	7,110.59	136.23	46,209.86	2,159.23	平成 19 年	585.68	255.61	81,912.55	10,652.06
平成 5 年	8,146.23	727.55	54,356.09	2,886.78	平成 20 年	544.87	0.00	82,457.42	10,652.06
平成 6 年	3,163.13	514.97	57,519.22	3,401.75	平成 21 年	194.39	0.00	82,651.81	10,652.06

(14)経費回収率の推移

表 参考 1-14 経費回収率の推移

(単位:円/m³ %)

年 度	使用料単価	汚水処理原価	経費回収率	年 度	使用料単価	汚水処理原価	経費回収率
平成 12 年	137	580	24	平成 17 年	189	489	39
平成 13 年	136	492	28	平成 18 年	201	574	35
平成 14 年	136	461	30	平成 19 年	234	782	30
平成 15 年	135	445	30	平成 20 年	243	563	43
平成 16 年	175	487	36	平成 21 年	235	429	55

※経費回収率=(使用料単価÷汚水処理原価)×100

※使用料単価=使用料収入÷年間有収水量

※汚水処理原価=汚水処理費÷年間有収水量

(15)近隣市町の状況

石狩川流域下水道構成市町による平成 20 年度実績経費回収率は以下のとおりです。

表 参考 1-15 構成市町経費回収率

(平成 20 年度実績比較)

構成市町名	下水道使用料金 (円/20m ³)	経費回収率 (%)	処理区域内人口 (人)	水洗化率 (%)
赤 平 市	4,494	43.2	10,665	78.6
滝 川 市 (公 共)	3,845	83.7	41,113	93.3
滝 川 市 (特 環)	3,845	68.6	35	100.0
芦 別 市	4,808	98.7	14,643	86.1
砂 川 市	4,550	93.4	17,944	96.7
歌 志 内 市	4,580	38.1	4,719	89.9
美 唄 市	4,865	74.2	18,602	93.1
奈井江町(公共)	3,822	100.0	5,496	86.9
奈井江町(特環)	3,822	100.0	201	64.7
新十津川町(公共)	3,738	85.1	4,357	91.6
新十津川町(特環)	3,738	101.0	113	61.9
上 砂 川 町	3,969	38.3	3,128	61.2
浦 臼 町	3,738	33.2	1,520	71.2
平 均 値	4,241	73.7	—	—

(出典:北海道の下水道 他 北海道統計資料)

2. 下水道経営の見通し資料

(1) 経営指標

平成32年度までの経営指標の見通しとして、下水道処理人口、水洗化人口、下水道処理人口普及率及び水洗化率を経営指標(1)として、汚水処理費及び使用料収入と有収水量を経営指標(2)として次のとおりとします。

表 参考 2-1 経営指標(1)

年 度	処理区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	処理普及率 (%)	水洗化率 (%)	年 度	処理区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	処理普及率 (%)	水洗化率 (%)
平成22年	10,311	8,399	81.1	81.5	平成28年	9,600	8,037	81.6	83.7
平成23年	10,207	8,352	81.3	81.8	平成29年	9,469	7,965	81.6	84.1
平成24年	10,120	8,318	81.6	82.2	平成30年	9,125	7,712	81.6	84.5
平成25年	9,991	8,249	81.6	82.6	平成31年	8,782	7,459	81.6	84.9
平成26年	9,860	8,178	81.6	82.9	平成32年	8,438	7,203	81.6	85.4
平成27年	9,729	8,107	81.6	83.3					

※処理区域内人口:将来の下水道計画区域内の想定人口

※水洗化人口:将来の水洗化想定人口

※処理普及率=処理区域内人口÷行政人口

※水洗化率=水洗化人口÷処理区域内人口

表 参考 2-2 経営指標(2)

年 度	汚水処理費 (百万円)	使用料収入 (百万円)	有収水量 (千m ³)	年 度	汚水処理費 (百万円)	使用料収入 (百万円)	有収水量 (千m ³)
平成22年	328.8	181.5	780	平成28年	284.6	181.0	720
平成23年	327.7	179.4	770	平成29年	270.8	176.9	710
平成24年	325.7	177.7	760	平成30年	266.2	173.4	700
平成25年	322.2	322.2	750	平成31年	262.7	169.5	690
平成26年	307.4	179.3	740	平成32年	256.2	166.2	680
平成27年	287.4	175.8	730				

※汚水処理費=維持管理費+資本費

※資本費:地方債等利息等(汚水)+地方債償還金等(汚水)

(2)経営収支の見通し

先の経営指標から平成32年度までの経営収支を試算すると次のとおりとなります。

表 参考2-3 経営収支計画の試算

年度	収益的収入 (百万円)	収益的支出 (百万円)	資本的収入 (百万円)	資本的支出 (百万円)	年度	収益的収入 (百万円)	収益的支出 (百万円)	資本的収入 (百万円)	資本的支出 (百万円)
平成21年	373.2	206.6	458.5	625.1	平成27年	353.9	182.8	232.3	403.4
平成22年	353.4	201.9	321.3	472.9	平成28年	334.9	177.8	186.1	343.3
平成23年	354.8	197.2	311.6	469.2	平成29年	333.0	172.8	160.7	321.0
平成24年	369.8	197.7	293.0	465.1	平成30年	340.6	168.4	142.8	315.0
平成25年	374.9	194.5	283.7	464.1	平成31年	351.3	163.7	154.2	341.8
平成26年	370.2	192.1	256.7	434.8	平成32年	359.8	157.7	114.4	316.6

表 参考2-4 他会計繰入金及び起債残高

年度	他会計繰入金 (百万円)	起債残高 (百万円)	年度	他会計繰入金 (百万円)	起債残高 (百万円)
平成21年	206.9	4,956.4	平成27年	190.6	4,129.3
平成22年	197.6	4,828.2	平成28年	163.9	3,971.6
平成23年	197.4	4,700.4	平成29年	164.1	3,814.4
平成24年	210.1	4,556.1	平成30年	173.1	3,647.0
平成25年	208.0	4,408.7	平成31年	185.7	3,497.0
平成26年	204.9	4,265.2	平成32年	196.6	3,314.6

(3)汚水処理原価の見通し

経営指標から汚水処理原価(汚水処理費/年間有収水量)の見とおしは次のとおりとなります。

表 参考2-5 汚水処理原価の見通し

年度	汚水処理費(千円)		有収水量 (千 m^3)	汚水処理原 価(円/ m^3)	年度	汚水処理費(千円)		有収水量 (千 m^3)	汚水処理原 価(円/ m^3)
	維持管理費	資本費				維持管理費	資本費		
平成22年	65,133	263,617	780	421	平成28年	68,877	215,746	720	395
平成23年	66,981	260,675	770	426	平成29年	69,022	201,811	710	381
平成24年	70,479	255,213	760	429	平成30年	68,984	197,225	700	380
平成25年	71,306	250,883	750	430	平成31年	69,125	193,547	690	381
平成26年	73,025	234,403	740	415	平成32年	67,584	188,599	680	377
平成27年	68,994	218,417	730	394					

※汚水処理原価=汚水処理費(維持管理費+資本費)÷有収水量

(4)経費回収率の見通し

経営指標から経費回収率(使用料単価/汚水処理原価)の見とおしは次のとおりとなります。

表 参考 2-6 経費回収率の見通し

(単位:円/m³%)

年 度	使用料単価	汚水処理原価	経費回収率	年 度	使用料単価	汚水処理原価	経費回収率
平成 22 年	233	421	55.2	平成 28 年	251	395	63.6
平成 23 年	233	426	54.8	平成 29 年	249	381	65.3
平成 24 年	234	429	54.5	平成 30 年	248	380	65.1
平成 25 年	244	430	56.8	平成 31 年	246	381	64.5
平成 26 年	242	415	58.3	平成 32 年	244	377	64.9
平成 27 年	241	394	61.2				

※経費回収率=(使用料単価÷汚水処理原価)×100

※使用料単価=使用料収入÷年間有収水量

※汚水処理原価=汚水処理費÷年間有収水量

3. 施策展開資料

(1) 整備目標の優先順位

整備目標の優先順位は、表参考 3-1 に示す項目について点数評価を行いその総合点数により整備目標別に優先順位の選定を行いました。また、優先順位は、3 段階に区分して優先度を設定することとします。

優先度の 3 段階は次のとおりとします。

優先度Ⅰ：概ね 3 年以内に取り組む目標とする。

優先度Ⅱ：概ね 5 年以内に取り組む目標とする。

優先度Ⅲ：概ね 10 年以内に取り組む目標とする。

整備目標の評価基準は表参考 3-1 に整備目標の優先度の選定表は、表参考 3-2 に示すとおりとします。

表 参考 3-1 優先度評価基準

整備目標優先度評価基準					
項目	高い	中程度	低い	整備目標優先順位	総合点数
緊急性	3	2	1	優先度Ⅰ (概ね 3 年以内に取り組む目標)	10、11、12
コスト性(投資額)	1	2	3	優先度Ⅱ (概ね 5 年以内に取り組む目標)	7、8、9
実現性	3	2	1	優先度Ⅲ (概ね 10 年以内に取り組む目標)	4、5、6
住民アンケート (回答比率)	3	2	1	—	—

表 参考 3-2 整備目標の優先度選定表

整備目標	緊急性	コスト性	実現性	アンケート	総合点数	優先度
目標 1. 最適な下水道計画	2	2	2	3	9	Ⅱ
目標 2-1. 未普及地域の解消 (積極的な合併浄化槽の整備推進)	3	3	3	2	11	Ⅰ
目標 2-2. 未普及地域の解消 (積極的な公共下水道の整備推進)	3	1	2	3	9	Ⅱ
目標 3. 雨水浸水対策	2	1	2	2	7	Ⅱ
目標 4. 施設の耐震化	2	1	1	1	5	Ⅲ
目標 5. 減災対策	2	2	2	2	8	Ⅱ
目標 6. 水洗化の促進	3	3	2	3	11	Ⅰ
目標 7. 計画的な改築・更新	2	2	2	1	7	Ⅱ
目標 8. 中長期的経営計画の策定	2	3	3	3	11	Ⅰ
目標 9. 企業会計移行への取り組み	2	2	2	1	7	Ⅱ

4. 市民アンケート結果資料

4-1. 市民アンケート調査概要

(1)調査目的

下水道事業の方針と目標及び具体的施策の将来像を明確にするために策定する「赤平市下水道中期ビジョン」に、市民の皆様の現況や意向を踏まえ参考とするための基礎資料とする目的で実施しました。

(2)調査方法

- 調査対象者:「公共下水道計画区域外」及び「同計画区域内で公共下水道が未整備の地域、又は、整備済の一部地域」にお住まいの方

表 参考 4-1 アンケート配布地区及び配布数

配布地区区分		行政人口	人口比率	配布数	配布比率
下水道供用 開始区域内	戸建住居者	7,507 人	56.6%	686 票	50.1%
	集合住宅居住者	3,148 人	23.8%	332 票	24.2%
全体計画区域内 (未整備地区)	戸建住居者	694 人	5.2%	145 票	10.6%
	集合住宅居住者	1,165 人	8.8%	69 票	5.0%
下水道計画区域外	戸建住居者	744 人	5.6%	138 票	10.1%
合 計		13,258 人	100%	1,370 票	100%

(平成 22 年 11 月末現在)

- 配布・回収方法:町内会による配布・回収場所への持参
- 調査期間:平成 22 年 11 月 1 日～平成 22 年 11 月 16 日

(3)配布・回収状況

- 配布数:1,370 票
- 回収数:670 票
- 回収率:48.9%

(4)集計について

- 四捨五入の有効数字の関係で、合計が 100%にならない場合がある。
- 要求回答数を超える等、設問の要求形式に沿わない回答を無効とする。
- 無回答・無効は合わせて不明として表示

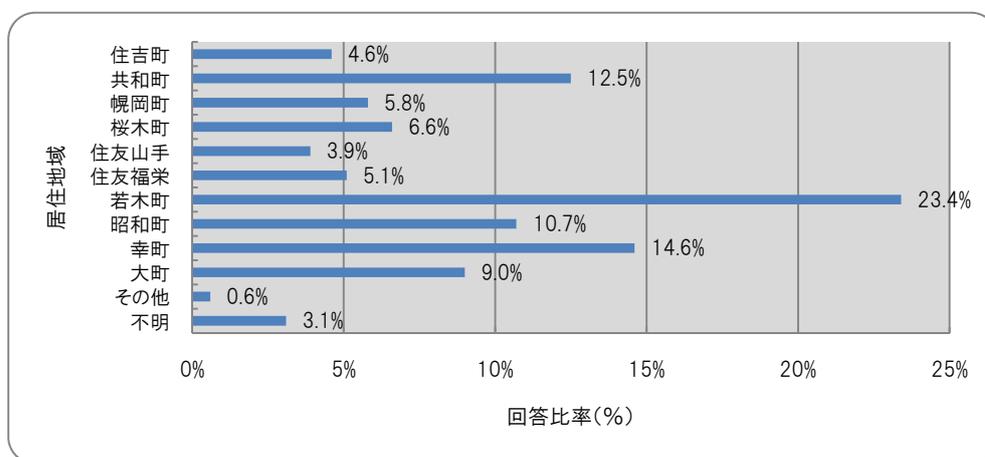
(5)調査項目

- 設問 1:所在地について
- 設問 2:住居形態について
- 設問 3:水洗トイレの設置状況について
- 設問 4:水洗トイレにしていない理由について
- 設問 5:今後進めるべき整備目標について
- 意見・要望について

4-2. 市民アンケート結果

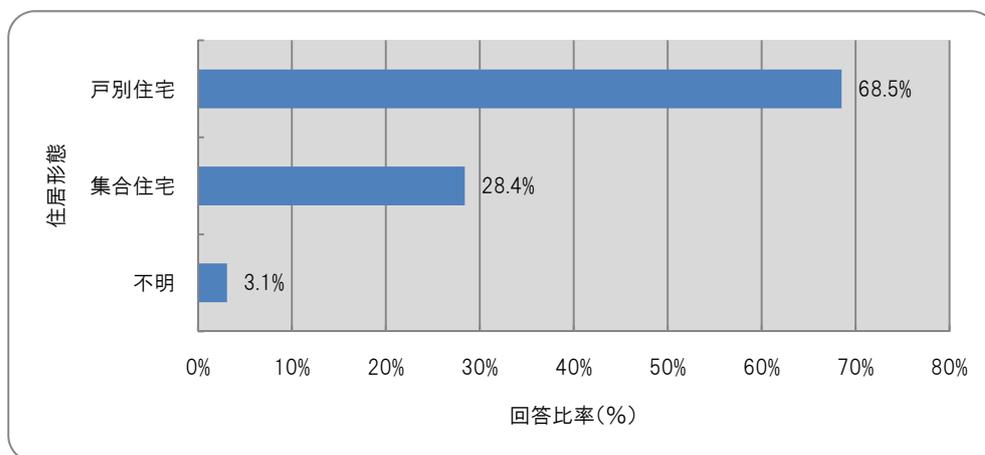
設問1 あなたのお住まいの地区の番号を回答欄に記入して下さい。

	票数	%
1 住吉町 (計画区域外)	31	4.6%
2 共和町 (計画区域外、未整備区域)	84	12.5%
3 幌岡町 同上	39	5.8%
4 桜木町 (未整備区域)	44	6.6%
5 住友山手 同上	26	3.9%
6 住友福栄 (供用開始区域)	34	5.1%
7 若木町 同上	157	23.4%
8 昭和町 同上	72	10.7%
9 幸町 同上	98	14.6%
10 大町 同上	60	9.0%
11 その他	4	0.6%
不明	21	3.1%
合計	670	99.9%



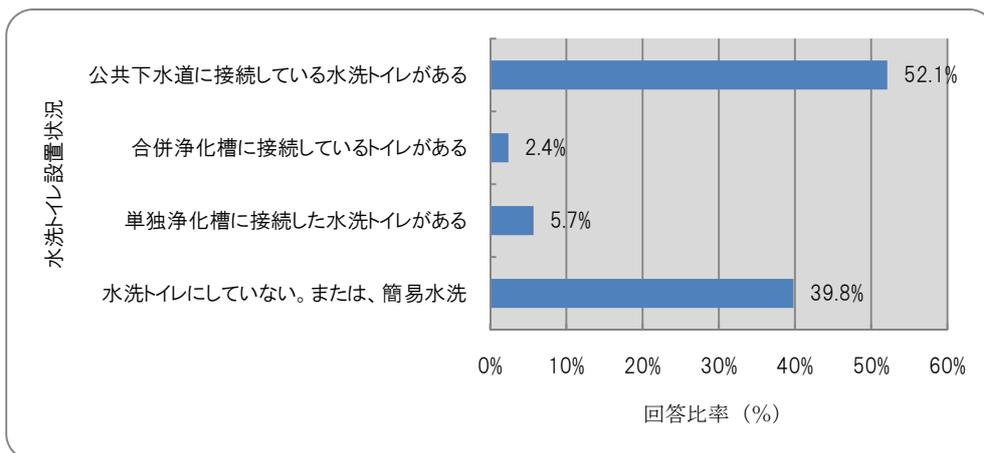
設問2 あなたのお住まいの住居形態について、あてはまる項目の回答欄に○を付けて下さい。

	票数	%
1 戸別住宅 (持家・借家)	459	68.5%
2 集合住宅 (市営住宅・道営住宅・社宅・アパート・寮等)	190	28.4%
不明	21	3.1%
合計	670	100.0%



設問3 設問2で1とお答えした方にお聞きます。
現在お住まいの家に水洗トイレはありますか。あてはまる項目の回答欄に○を付けて下さい。

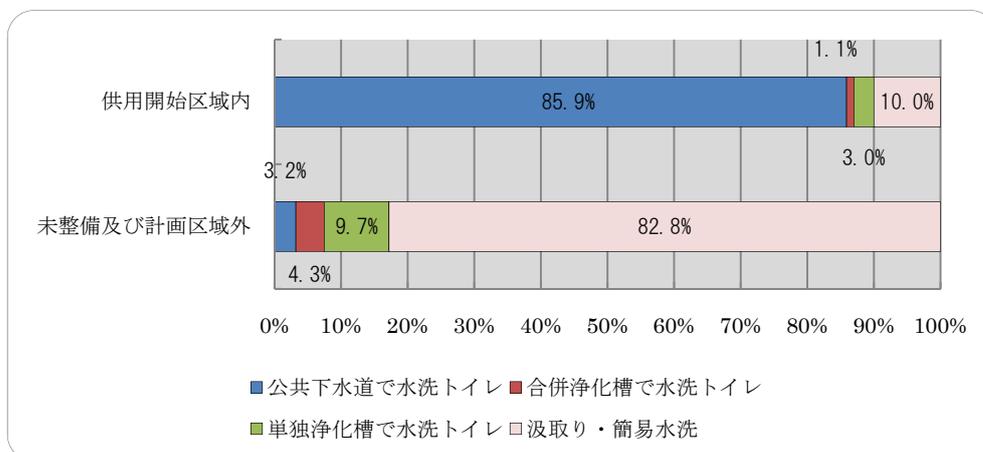
	票数	対象者 %
1 公共下水道に接続している水洗トイレがある	237	52.1%
2 合併浄化槽に接続している水洗トイレがある	11	2.4%
3 単独浄化槽に接続している水洗トイレがある	26	5.7%
4 水洗トイレにしていない。または、簡易水洗	181	39.8%
5 回答対象者外(集合住宅に居住)	194	—
6 不明	21	—
合計 有効回答者数 455人	670	100.0%



◇ 設問1から設問3の市民アンケート結果の属性により、公共下水道供用開始区域内外による水洗トイレの設置状況を以下に示します。

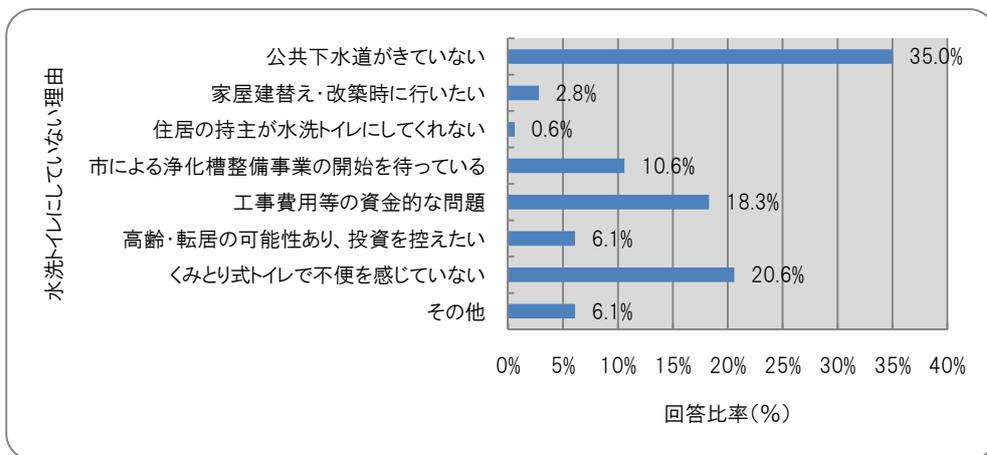
「公共下水道供用開始区域内」	票数	%
1 公共下水道で水洗トイレがある	231	85.9%
2 合併浄化槽で水洗トイレがある	3	1.1%
3 単独浄化槽で水洗トイレがある	8	3.0%
4 汲取り・簡易水洗	27	10.0%
合計	269	100.0%

「公共下水道未整備区域及び公共下水道計画区域外」	票数	%
1 公共下水道で水洗トイレがある	6	3.2%
2 合併浄化槽で水洗トイレがある	8	4.3%
3 単独浄化槽で水洗トイレがある	18	9.7%
4 汲取り・簡易水洗	154	82.8%
合計	186	100.0%



設問 4 設問 3 で 4 とお答えした方にお聞きます。
 トイレを水洗化にしていない理由は何ですか。最もあてはまる項目の回答欄に○を付けて下さい。

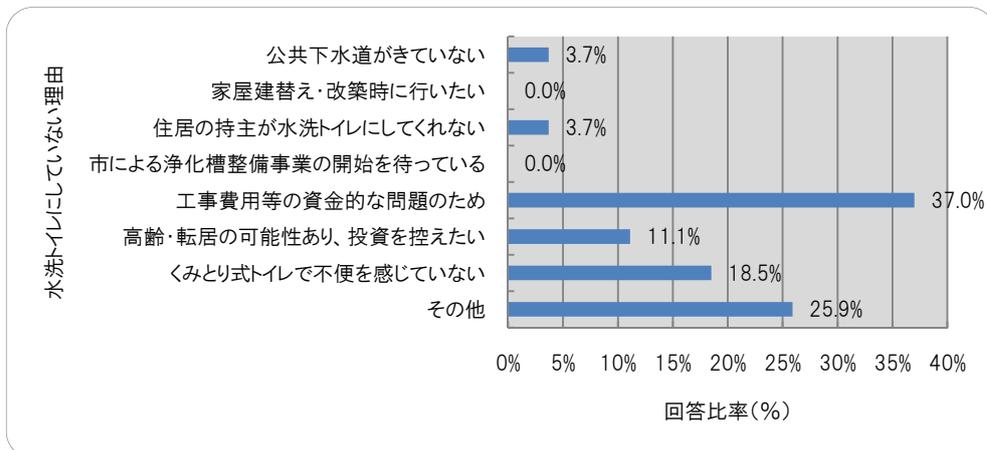
	票数	対象者 %
1 公共下水道がきていない	63	35.0%
2 家屋建替え・改築時に行いたい	5	2.8%
3 住居の持主が水洗トイレにしてくれない	1	0.6%
4 市による浄化槽整備事業の開始を待っている	19	10.6%
5 工事費用等の資金的な問題のため	33	18.3%
6 高齢・転居の可能性があり、投資を控えたい	11	6.1%
7 くみとり式トイレで不便を感じない	37	20.6%
8 その他	11	6.1%
回答対象外	469	—
不明	21	—
合計	有効回答者数 180人	670 100.1%



◇ 設問 1 から設問4の市民アンケート結果の属性により、公共下水道供用開始区域内外別による水洗トイレにしていない理由を以下に示します。

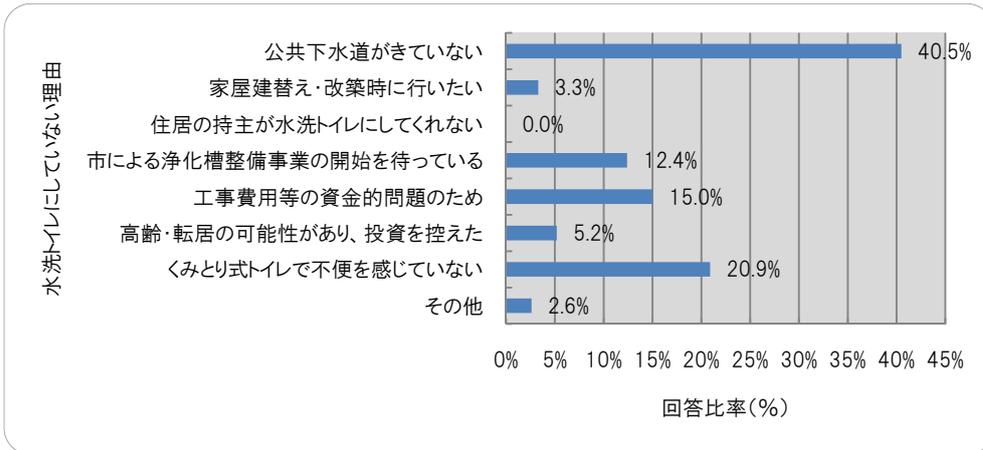
(1)「公共下水道供用開始区域内」にお住まいの方の水洗トイレにしていない理由

「公共下水道供用開始区域内」	票数	%
1 公共下水道がきていない	1	3.7%
2 家屋建替え・改築時に行いたい	0	0.0%
3 住居の持主が水洗トイレにしてくれない	1	3.7%
4 市による浄化槽整備事業の開始を待っている	0	0.0%
5 工事費用等の資金的な問題のため	10	37.0%
6 高齢・転居の可能性あり、投資を控えたい	3	11.1%
7 くみとり式トイレで不便を感じない	5	18.5%
8 その他	7	25.9%
合計	27	99.9%



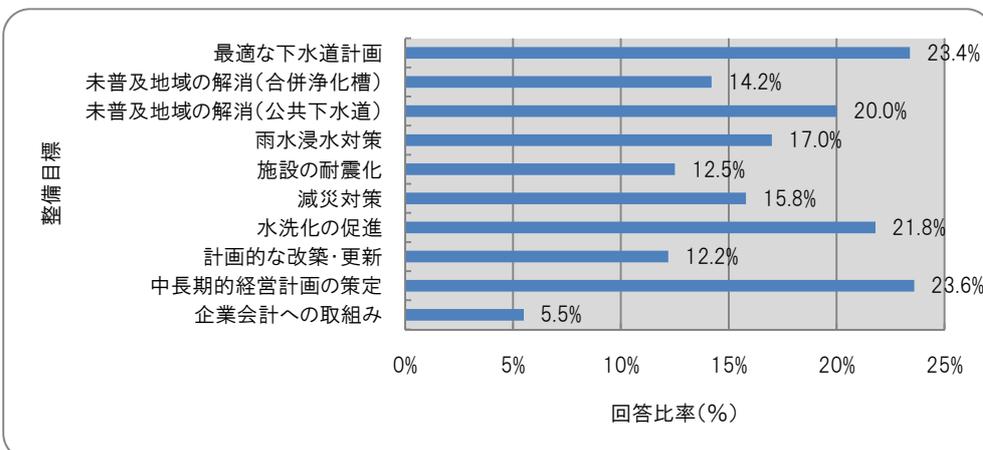
(2)「公共下水道未整備区域及び公共下水道計画区域外」にお住まいの方の水洗トイレにしてい
ない理由

「公共下水道未整備区域及び公共下水道計画区域外」	票数	%
1 公共下水道がきていない	62	40.5%
2 家屋建替え・改築時に行いたい	5	3.3%
3 住居の持主が水洗トイレにしてくれない	0	0.0%
4 市による浄化槽整備事業の開始を待っている	19	12.4%
5 工事費用等の資金的な問題のため	23	15.0%
6 高齢・転居の可能性があり、投資を控えたい	8	5.2%
7 くみとり式トイレで不便を感じない	32	20.9%
8 その他	4	2.6%
合計	153	99.9%



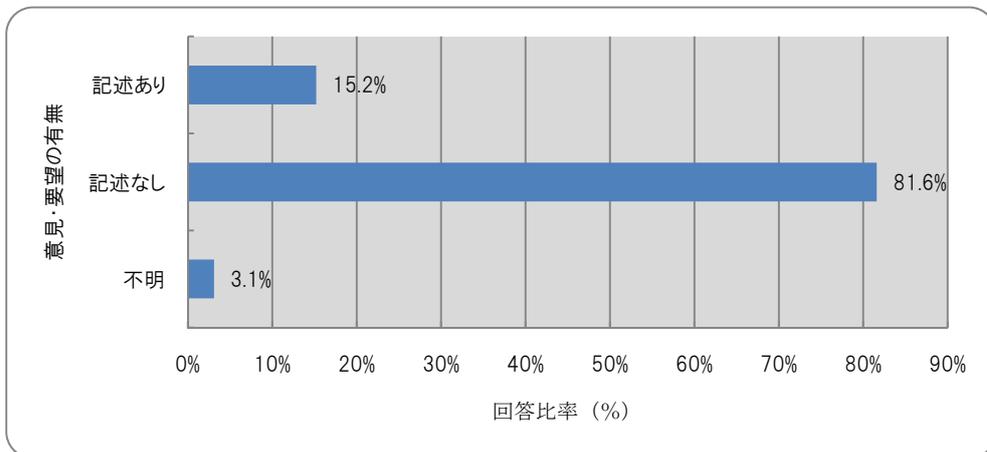
設問 5 今後進めるべき整備目標 (複数回答可)

	回答数	%
1 最適な下水道計画 (下水道計画の見直し・計画区域等)	157	23.4%
2-1 未普及地域の解消 (積極的な合併浄化槽の整備推進)	95	14.2%
-2 未普及地域の解消 (積極的な公共下水道の整備推進)	134	20.0%
3 雨水浸水対策 (ハザードマップの作成・公表等)	114	17.0%
4 施設の耐震化 (重要幹線管渠の耐震化)	84	12.5%
5 減災対策 (被災時の体制構築)	106	15.8%
6 水洗化の促進 (公共用水域の水質保全)	146	21.8%
7 計画的な改築・更新 (施設の長寿命化計画の策定等)	82	12.2%
8 中長期的経営計画の策定 (経営コストの縮減、適正な使用料等)	158	23.6%
9 企業会計への取組み (財政諸表の作成)	37	5.5%
合計 市民アンケート回収票数 670票	1,113	166.0%



下水道に対してのご意見・ご要望

	回答数	%
1 記述あり	102	15.2%
2 記述なし	547	81.6%
不明	21	3.1%
合計	670	99.9%



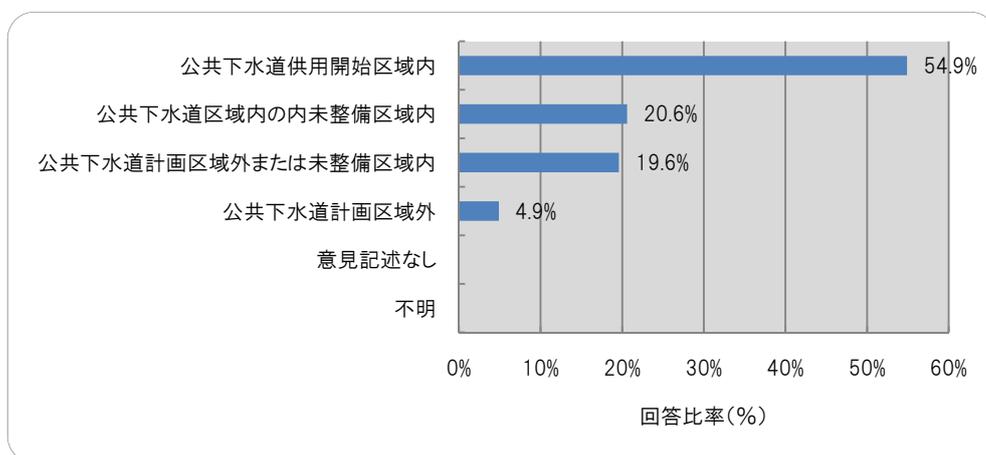
4-3. 市民アンケート結果 意見・要望について

アンケート調査の設問の最後に設けた筆記方式による下水道に対しての意見・要望には 102 名の方々からご意見等をいただきました。内容の概略を分野別にまとめました。

(1)意見・要望の属性

公共下水道供用開始区域内外で、意見・要望の傾向が分かれているため、以下に区域別のアンケート回答数を示します。

	票数	対象者 %	全体 %
1 公共下水道供用開始区域内	56	54.9%	8.4%
2 公共下水道区域内の内未整備区域内	21	20.6%	3.1%
3 公共下水道計画区域外または未整備区域内	20	19.6%	3.0%
4 公共下水道計画区域外	5	4.9%	0.7%
意見記述なし	547	—	81.6%
不明	21	—	3.1%
合計	670	100.0%	99.9%



意見・要望の属性としては、下水道供用開始区域内と未整備区域(下水道計画区域外含む)に大別すると上記表及び図より以下に示すとおりとなり、ほぼ半数ずつの回答票数となりました。

- 有効回答票数:102 票
- 下水道供用開始区域内回答票数:56 票
- 未整備区域回答票数(下水道計画区域外含む):46 票

(2)意見・要望の概要

水洗化について

- ◇ 下水道供用開始区域内の意見・要望
 - 公衆衛生・生活環境の両面からも全世帯の水洗化が望ましいが、現実的に難しいと思います。可能な限り100%に近づけるように望みます。
 - 水洗トイレになり、毎日ありがたく過ごしております。
 - 水洗トイレになり当たり前に暮らしています。汲取りと比べると、衛生面等で快適な生活を送っていたことを改めて感じています。
 - 下水道区域内で水洗化をしていない住宅に対して、水洗化の指導をお願いしたいと思います(近隣の汲取り時の悪臭)。
 - 水洗化が促進されることにより使用料金の減額につながればと思います。
 - 水洗化にしたいけども景気低迷により先行き不安。工事費が高すぎる。
 - 水洗化すると使用料金が膨大となり、未水洗のままがいい。
 - 未普及世帯については、整備費用・処理料金の負担が理由のようなので、可能な部分での減免措置はできないのでしょうか。

- ◇ 下水道未整備区域及び下水道計画区域外の意見・要望
 - 人口の過疎化、下水道工事費等困難な事と思いますが、そこにも住民が生活している事は確かなことですので、忘れずに考えてほしい。
 - 税金は赤平市に対して払っています。しかし、何十年にもなるが、なぜ下水道工事ができないのか。近くまでは、下水道が来ているはずである。地域の戸数が少ないというの理解できない。水洗化の促進を希望します。
 - 浄化槽整備事業開始を早く手掛けて下さる事を待っています。
 - 隣接は水洗トイレなのに当該地区は水洗化がされていない。水洗化を希望します。
 - 簡易水洗にしていますが、一刻も早く下水道完備して水洗化にしてほしい。
 - 個人負担について、下水道と浄化槽どちらが高額になるか一般論として情報が欲しいと思います。
 - 今何故アンケートかわかりません。整備されている地区との差はなんですか。もっと早く工事をしてほしかった。
 - 共有できる浄化槽は設置できないのでしょうか。
 - 高齢のため資金的な問題・家屋の状況から水洗化は難しいと思います。
 - 高齢・年金生活のため、水洗化を進められても個人負担の出来る状況ではありません。工事費設備費の助成を望みます。

下水道使用料金について

- ◇ 下水道供用開始区域内の意見・要望
 - 水道料金が高すぎます。
 - 他の市町村と比べて水道料金が高すぎます。
 - 下水道の使用料金が上水道メーターで計算されていますが、それでは、正規な料金が出なくて、不公平感があります。下水道使用メーター等別にしてもらいたい。
 - 水洗化が促進されることにより下水道使用料金の減額につながればと思います。
 - 料金が負担になり節水に心がけて、少しでも安くしなければと思います。
 - 水洗化すると下水道使用料金が膨大となり、未水洗のままがいい。

- ◇ 下水道未整備区域及び下水道計画区域外の意見・要望
 - 水洗化は大変よいことですが、下水道使用料金の関係で反対している人がいると聞きます。適正な使用料の算定が大事だと思います(低所得世帯の対応)。
 - 他の市町村では、使用しなくても基本料金は支払っているが赤平市も、下水道が義務化されると同じことになるのでしょうか。下水道の基本料金はしないでほしい。

整備目標について

- ◇ 下水道供用開始区域内の意見・要望
 - 整備目標はいずれも重要な事項であり、おろそかにできない。
 - 長期展望に立つ、確かな下水道中期ビジョンの実現そして維持を目指して下さい。
 - 災害等で下水道が使用できなくなることが心配です。
 - 市内に於いて災害時に、危険箇所、注意すべき場所等を示したものがあるといい。
 - 整備目標は大切な項目と思うが、景気低迷の中、計画策定を行えるのでしょうか。
 - 赤平は炭鉱地域のため、耐震と同時に地盤沈下の危険性・可能性についても広く伝え、対策してほしい。

- ◇ 下水道未整備区域及び下水道計画区域外の意見・要望
 - 当初、全市が水洗化になる計画を役所が立てたのだけれど、もっとしっかりした計画がなかったのか残念。今になり市民にアンケートで問うのはおかしな話である。
 - 理念と方針により早急な下水道整備と良好な住環境作りを強く願います。
 - これは、多数決で決めることではないと思う。市政として、市民の生活環境を堅持しなくてはいけない。市民の生活環境の向上に向けての決意を市政が反映して行く事が重要な施策と思います。
 - 下水道整備区域外のため、大雨時に不安です。

5. 用語解説

<ア 行>

アウトカム指標[p63]

事業の実施により発生する効果・成果(アウトカム)を表わす指標である。今後取り組む事業により「市民の何がどのように改善されるか」を示す。

<イ 行>

維持管理費[p16、17、21,29]

管渠の清掃費、ポンプ場の電気代等の動力費、施設修繕費、委託費など。

一般会計繰入金[p16]

汚水分の下水道管理費を賄うため、使用料をあてた以外の部分について、一般会計より下水道会計に繰り入れるものをいう。

<オ 行>

汚水処理原価[p16,17,29]

有収水量1m³あたりの汚水処理費で汚水処理費の水準を示すもので、維持管理費と資本費に分けられる。

汚水処理費[p16、17,27,29]

下水道の管理に要する経費のうち汚水に係る維持管理費および資本費の合計。

汚水処理人口[p14]

公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設により汚水を処理している人口。

汚水処理人口普及率[p14]

行政人口に対する汚水処理人口の割合。

<カ 行>

改築・更新[p23、25、26,31]

改築は既存の施設の老朽化等により、施設の全部または一部(修繕に該当するものを除く)の再建設あるいは取替えを行うこと。更新は、標準的な耐用年数に達した施設の再建設あるいは取替えを行うこと。

合併処理浄化槽[p18、24,26,31]

公共下水道や農業集落排水施設、その他集合処理施設などが整備されていない地域でトイレや台所などの汚水を処理するときに設置される浄化施設。

管路施設[p10、25,26]

下水の発生源と排除先を結ぶもので、下水を流すための水路やパイプである管渠とポンプ場ほかの附帯設備によって構成される。

<キ 行>

企業会計[p22、23、26,31]

独立採算を基本として経営を行っている地方公営企業の会計方式である。

起債償還費(資本費)[p11、16、17、29]

下水道を建設する際に借り入れた下水道事業債の元利及び利子の返済費用で償還に際しては地方交付税の算入がある。

<ケ 行>

計画汚水量[p13、24]

下水道施設を設計するに際し、管渠、ポンプ場等の施設容量を決定するために用いる目標年次における予測汚水量である。

計画汚水量には、年間で最も水量の多いと想定される日の水量である日最大水量、年間の平均的な1日の水量である日平均汚水量、日最大汚水量の日における1日の間の最も水量が多くなる時間の水量である時間最大汚水量がある。管路施設とポンプ場施設の計画には時間最大汚水量が用いられる。

計画区域[p13]

計画区域は、下水道を整備する対象区域であり、汚水管渠により排除された下水を終末処理場で処理する処理区域と、雨水管渠の整備により、浸水の防除を図る区域に分けて決定する。

計画人口[p13]

計画人口は、計画目標年次における計画区域内の状況を予測し定めた人口規模。

計画目標年次[p13]

計画の目標とすべき年次を言うが、下水道計画の場合は、施設の耐用年数、建設期間がかなり長期にわたることなどから原則として20年後としている。

経費回収率[p17、29、30]

汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標。

下水道処理人口普及率[p9、14、27、32]

下水道を利用できる人口の総人口に対する割合

下水道使用料[p8、11、16、17、26、27、29]

下水道の維持管理費を賄うため、下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量や水質に応じて徴収される。

下水道ストック[p4、8、10]

建設済みの下水道構築物。

減災対策[p20、23、25、26、31、32]

下水道施設被害による影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするための暫定的な対応策。

<コ 行>

公共下水道[p6、13、15]

主として、市街地の雨水を排除し、また汚水を終末処理場で処理して河川に放流するもので、一般的に市町村が事業主体となって行う下水道である。なお、下水道の種類は、下水道法においては、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の3種類に規定されており、本市は石狩川流域下水道に属する流域関連公共下水道である。

公共用水域[p21、25]

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。

<サ 行>

サステナブル[p3]

「持続可能な」という意味。

<シ 行>

資本費[p16、17、29]

起債元利償還費のこと。地方公営企業法を適用している場合は、減価償却費と起債利子の合計。

資本的収支[p28]

下水道施設の建設改良費等、下水道資産に関する収入支出の総称で、その主な内訳は、収入側では、建設財源である下水道事業債、国庫補助金等で、支出側では、建設改良のための工事費等と建設のために過去に借り入れた下水道事業債元金の償還金等がある。

処分制限期間[p15]

補助金等の係る予算の執行の適正化に関する法律に定める耐用年数。

収益的収支[p28]

下水道施設の維持管理等に係る収入支出の総称で、その主な内訳は、収入側では下水道使用料、雨水処理負担金等で、支出側では、処理場の運転管理費、元利償還費等がある。

使用料単価[p16、17]

有収水量1m³あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。

循環型社会[p3]

地球温暖化防止の国際的な最重要課題に対応するため、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から資源・エネルギー循環型社会の転換が求められており、下水道も従来の下水を排除・処理する一過性のシステムから、集めた物質等を資源・エネルギーとして活用・再生する循環型システムへの転換が求められている。

<ス 行>

水洗化人口[p9、10、14、27、29]

下水道が整備済みの処理区域内における水洗化便所設置人口。

水洗化率[p9、14、27、32]

下水道が整備済みの処理区域内における水洗便所設置人口の割合。

ストックマネジメント[p4]

下水道の有する機能を将来にわたって維持・向上させるため、新規整備・維持管理・長寿命化・改築更新を体系的に捉え、ライフサイクルコストの最小化、予算の平準化を図ることにより計画的かつ効率的に下水道施設を維持管理すること。

<チ 行>

地方公会計改革[p22]

地方公共団体の資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備について、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、財務諸4表を作成し公表する。

地方財政健全化法[p22]

公営企業を始め地方公共団体全ての会計を対象として、財政の健全性に関する指標の制度を設け、当該指標に応じて地方公共団体が財政の健全化や再生のための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることで、地方公共団体の財政の健全化に資する。

長寿命化対策[p21、25、26、32]

更生工法あるいは部分取替え等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する行為。

<ト 行>

特別会計[p16]

地方公共団体等の会計において、一般会計とは別に設けられる、独立した経理管理が行われる会計のことである。

<ナ 行>

内水ハザードマップ[p19、24、26]

内水による浸水に関する情報及び避難に関する情報等を住民にわかりやすく提供することにより、内水による浸水被害の最小化を目的として作成されるソフト対策で、避難・誘導等のガイドや内水による浸水に関する情報の共有ツールとしての機能のほか住民の自助を促す機能等を有するもの。

<ハ 行>

100(百)年の計[p3]

遠い未来までを考えての計画のことをいう。

<ホ 行>

ポンプ施設[p15]

下水は処理場(流域接続点)あるいは吐き口まで自然流下で行くのが原則であるが地形により管渠が深くなりすぎたり、放流先の水位が高く自然排水できない場合に、ポンプで水位を上げるために設ける施設をいう。

<マ 行>

マンホール形式ポンプ所

マンホール内に設置した小型水中ポンプにより揚水して汚水を排除する施設。

マンホールトイレ(緊急用仮設トイレ)[p25]

下水道のマンホールに直接設置する災害用仮設トイレ。

<ユ 行>

有収水量[p17、27,29]

使用料徴収の根拠となる下水道へ排出される水の量で、一般的には、上水道の使用水量を下水道への排出水量とみなす。

<ヨ 行>

予防保全[p25]

故障してから修理を行う事後保全に対して、予防保全は施設が突発的に故障停止するのを防ぐ目的で、日常的な点検を行うとともに、経済的な時間間隔で部品交換や設備補修などを行うこと。

<ラ 行>

ライフサイクルコスト[p21、25]

新設、維持管理、改築、処分を含めた施設の生涯費用の総計のこと。

ライフライン[p12]

電気・水道・ガス等の公共公益設備や電話等の通信設備等、日常生活を送る上で必須の諸設備をいう。公共下水道においてもこの一部と位置付けられている。

赤平市下水道中期ビジョン

平成 23 年度～平成 32 年度

発 行／北海道赤平市
〒079-1192
北海道赤平市泉町 4 丁目 1 番地
TEL0125(32)2218

平成 23 年 3 月

